

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

アフガニスタン人権報告書 2016年版

概要

アフガニスタンはイスラム共和国であり、直接選挙で選ばれる大統領と、二院制立法部門、及び司法部門を有する。憲法で指定されている選挙カレンダーを基に、2015年に議会選挙が行われるはずであったが、実際には2015年にも2016年に実施されていない。

文民当局は概して治安部隊に対する統制を維持したが、時々、治安部隊が単独行動に走る場合もあった。

最も重大な人権問題は暴力の蔓延で、例えば民間人に対する武装反乱集団による無差別攻撃；武装反乱集団による政府関係者の殺害；政府部隊による被拘留者の拷問及び虐待；広範囲に及ぶ法の支配の軽視及び人権侵害を犯した者についての説明責任の欠如；そして標的を絞った暴力及び女性や少女に対する風土的な社会的差別が挙げられた。

他にも人権問題の例として治安部隊による超法規的殺害；地方治安部隊による虐待や拷問に関する非効果的な政府の捜査；劣悪な刑務所状況；恣意的な逮捕及び拘留（いわゆる道徳犯罪で告発された女性を含む）；長時間に及ぶ裁判前拘留；司法機関の汚職及び非実効性；プライバシー権の侵害；言論、報道、宗教及び移動の自由に対する制約；政府汚職の蔓延；未成年結婚及び強制結婚；児童虐待（性的虐待を含む）；人身売買（強制労働を含む）；障害者に対する差別；少数民族に対する差別及び虐待；人種、宗教、性別、性的指向、及びHIV/AIDS感染状態に基づく社会的差別；そして労働者の権利の侵害（児童労働を含む）が挙げられた。

広範囲に及ぶ法の支配の軽視と、人権侵害を働いた当局者の不処罰が深刻な問題であった。政府は治安部隊を含む当局者による虐待を一貫して訴追、又は効果的に訴追しなかった。

タリバン（Taliban）及び他の反乱者が相変わらず治安部隊要員や、ジャーナリストを含む民間人を、簡易爆発物（IED）、自動車爆弾、自爆攻撃、ロケット攻撃及び武装攻撃など無差別戦術を使って殺害した。国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）民間人被害者（死亡者1,569名と負傷者3,574名）の61パーセントについて、非国家的行為者の仕業と推定した。

タリバンは児童を自爆攻撃者、兵士及び武器運搬者として使用した。他の非政府分子が村人、外国人、公務員、医療従事者及び非政府機関（NGO）労働者に対して脅迫、強盗、誘

拐及び攻撃を行った。当局はこれらの虐待のほとんどを効果的に調査又は訴追しなかった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又は政府職員が恣意的又は法に基づかない殺害を働いたという、信憑性のある報告が複数あった。例えば、(2016年)2月、UNAMAは、アフガン地方警察(ALP: Afghan Local Police)の警察官が、IEDによるALP警察官2名の殺害事件の後、ある羊飼いを拘留、拷問の末に処刑したという報告を受けた。

NGO、UNAMA及びメディアは(2016)年中ずっと、政府支持派部隊を超法規的殺害で告発した。政府は一部の超法規的殺害事件を捜査及び訴追したが、治安部隊による虐待に関する総合的な説明責任の欠如が依然として問題であった。

タリバン及び他の反乱者集団による政治的動機に基づく殺害又は傷害の報告が多数あった。UNAMAの(2016年)10月19日の報告によると、(2016年)1月1日から9月30日にかけて、紛争関連の民間人被害者が8,397名(死亡者2,562名と負傷者5,835名)発生したが、2015年の同じ期間と比べると1パーセントの減少であった。紛争は依然、女性や児童を含む最も脆弱な人々に影響を及ぼした。この同じ期間に、UNAMAは児童被害者2,461名(死亡者639名と負傷者1,822名)を文書に記録し、これは2015年と比べ15パーセントの増加であった。UNAMAは民間人被害者全体の61パーセントを非政府分子の仕業、23パーセントを政府支持派部隊の仕業と推定した。

(2016年)7月のヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)及びUNAMAの報告によると、アフガニスタン軍とジュンベッシュ(Junbesh)民兵組織の部隊が(2016年)6月に北ファリアブ(Faryab)州でタリバンに対する作戦を実行した結果、民間人13名が殺害されたほか、32名が負傷した。ヒューマン・ライツ・ウォッチは複数の村人と面談しこれらの村人の話では戦闘員が村に入り、タリバン支持者と見なされた人々を標的にした。

b 失踪

治安部隊の仕業とされる失踪の報告が複数あり、また報告によると、複数の反乱者集団も失踪や誘拐の張本人であった(1.g項参照)。

(2016年)11月25日、申し立てによると、第一副大統領兼将官のアブドゥル・ラシード・

ドスタム (Abdul Rashid Dostum) が、ウズベク (Uzbek) 族の長老であり政敵のアフマド・イシュチ (Ahmad Ishchi) を誘拐した。イシュチを拘留する前、ドスタムはジョズジャン (Jowzjan) 州での伝統的な「ブズカシ」 (buzkashi) の試合中、自分のボディーガードにイシュチを容赦なく殴打させていた。長い日数にわたり拘留された後、イシュチは拘留中にドスタム及びドスタムの部下に殴打や拷問を受けたという申し立てを公表した。検事総長局 (Attorney General's Office) がこれらの申し立てに関する捜査を開始した。

(2016 年) 6 月 1 日、複数のタリバン民兵がサーレポル (Sar-e-Pul) 州で少数派のハザラ (Hazara) 族シーア派コミュニティのメンバー 17 名を誘拐した。全員が後で解放されたものの、タリバンはハザラ族コミュニティメンバーを狙って誘拐し続け、場合によってはハザラ族の人質を処刑した。(2016 年) 9 月 1 日、複数のタリバンメンバーがゴール (Ghor) 州のダウラト・アバド (Dawlat Abad) 地区で乗用車 1 台を制止し、ハザラ族の大学生 5 名を誘拐した。彼らは大学生のうち 1 名を殺害し、他の 4 名を 4 週間後に解放した。

(2016 年) 8 月 7 日、アメリカン大学アフガニスタン校 (American University of Afghanistan) に勤務する教授 2 名が誘拐され、(2016) 年末時点で彼らはまだ監禁されていた。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法ではそうした慣行を禁じているが、政府当局者、治安部隊、拘留施設当局及び警察が虐待を働いたという報告が複数あった。複数の NGO の報告によると、治安部隊が相変わらず、民間人に対する拷問や殴打を含め、過剰な武力を行使していた。

地元の報道によると、(2016 年) 7 月 30 日、ザーブル (Zabul) 州カラト (Qalat) 郡スピーン・ゲバルガ (Speen Ghebarga) 地区の、爆発事件があったばかりの現場で、ANP 要員が複数の民間人を殴打した。内務省 (Ministry of Interior) は警察官 3 名を違反により停職処分とした。

複数の報告によると、一部の治安当局者や ANP と繋がりのある人物が児童を強姦し、処罰を免れていた。複数の NGO の報告によると、アフガニスタン国防治安部隊 (ANDSF: Afghan National Defense and Security Forces) による児童の性的虐待や搾取の事件が発生していたが、そうした犯罪の報告に対する文化的タブーにより、問題の範囲の判断が困難であった。UNAMA は児童に対する性的暴行の申し立てが相変わらず寄せられていると報告した。

(2016 年) 前半、UNAMA は ALP がバグラ (Baghlan) とクンドゥズ (Kunduz) で ALP が複数の少年を性的目的に使用したという 2 件の事件を検証した。これらの事件のうち 1 件において、クンドゥズの ALP 指令官が 16 歳の少年 1 名を自宅から誘拐し、ALP 検問所

へ連行し、3 日間に渡り強姦した。別の事件ではバグランの ALP 部隊が少なくとも 1 名の男子をボディガードとして使用し性的搾取にも使用した。他にも同じ部隊で男子が虐待を受けたという報告が複数あった。

「アルバカイ」(arbakai) (訓練を受けていない地元民兵組織) 指令官や部下による権限乱用の報告が複数あった。UNAMA によると、多数のコミュニティが ALP とアルバカイの表現を同義に使用していたため、虐待の報告がどちらの集団の仕業であるか、推定が困難であった。とは言え、殺害、強姦、暴行、非公式な強制的徴税、及び伝統的な「バード」(baad) (借金又は苦情を解決するために少女又は女性を別の家庭に譲渡すること) の慣行に関する信憑性のある複数の報告が、ALP の仕業と推定された。

タリバン及び他の反乱者集団による拷問及び他の虐待の報告が多数あった。(2016 年) 3 月のアフガニスタン独立人権委員会 (AIHRC : Afghan Independent Human Rights Commission) の報告によると、タリバンがジョズジャン州で女性 1 名を、彼女の夫と夫の家族が彼女を婚外関係を持ったことを理由に告発した後、姦通罪を理由に殺害した。治安上の懸念を背景に、AIHRC と政府はいずれもこの事件を捜査することができなかった。(2016 年) 5 月、ジョズジャン州で女性 1 名が非公式のタリバン裁判所で裁判を受けた後、背後から頭部を銃撃され殺害された様子を撮影したビデオが、ソーシャルメディアに投稿された。

刑務所及び収容施設の状況

内務省に属する刑務所・拘留施設総局 (GDPDC : General Directorate of Prisons and Detention Centers) は、文民が運営する全ての刑務所 (男性用と女性用の双方) と民間人拘留施設を担当する (プルエ・チャルキ (Pul-e Charkhi) の大型国営刑務所複合施設を含む) 司法省 (Ministry of Justice) の少年更生局 (JRD : Juvenile Rehabilitation Directorate) は全ての少年更生施設を担当する。ANP は内務省の管轄下に置かれ、また国家安全保障局 (NDS : National Directorate for Security) は ANDSF の管轄下に置かれ、いずれも州レベルと郡レベルの短期拘留施設を運営し、これらは通常、本部施設と併設される。国防省 (Ministry of Defense) はパルヴァーン (Parwan) 州でアフガニスタン国営拘留施設 (Afghan National Detention Facilities) を運営している。

ANDSF の隊員が運営する私設刑務所が複数あり、被拘留者の虐待に使用されているという報告が複数あった。

物理的状況 : メディア及び他の情報筋から相変わらず、刑務所では食料と水が足りず、衛生設備も劣悪な状態が当たり前であるという報告が寄せられた。しかし、一部の観測筋は

GDPDC の刑務所全体にわたり食料と水は十分であると認めた。GDPDC による全国規模での刑務所供給プログラムは厳しい予算制限に直面した。多数の囚人の家族が食料補充及び他の必要品を提供した。

当局は概して、罪状の重さに応じて裁判前の囚人と既決囚を分ける、あるいは少年を分けるための施設を欠いていたが、国家安全保障上の理由で少年を分けて収容する一部の少年施設は例外であった。(2016年)4月20日の国連報告書、「武力紛争における児童」(Report on Children in Armed Conflict)によると、治安部隊は数百名の児童をタリバン戦闘員であること、自爆攻撃未遂、IEDの製造又は設置、あるいは反乱武装集団の補助の容疑で拘留した。同報告書における国連の説明によると、司法省は2015年12月時点で214名の男子が国家安全保障関連容疑で少年更生施設に拘留されていると報告した。国防省が運営するパルヴァーン州の拘留施設は(2016)年末時点で145名の児童を治安関連犯罪容疑で拘留しており、前年と比べ3倍増であるという報告が複数あった。

刑務所の過密状態は依然として深刻で、幅広い問題であった。赤十字国際委員会(International Committee of the Red Cross)が勧告した基準に基づき、男性用の州営刑務所34箇所のうち28箇所は過密がひどかった。(2016年)7月時点で、男性用刑務所施設は全国平均で定員の約190パーセントであった。カピサ(Kapisa)州の男性用刑務所が最も過密で、340名の囚人を収容しており、設計上の収容定員29名の10倍を超えていた。アフガニスタン最大の刑務所、プルエ・チャルキ刑務所は(2016年)9月時点で12,398名の囚人を収容しており、設計上の収容定員の2倍を超えていた。

UNAMA がアフガニスタンの刑務所における保健サービスに関して(2016年)3月に実施した評価での報告によると、健康診断又は精神科サービスを利用できた囚人はほとんどいなかった。同報告から察するに、26箇所の州営刑務所には女性囚人の処置に必要な女性医療スタッフが居なかった。結果として、7歳以下の児童が多数、収監中の母親と一緒に居た。同評価におけるUNAMAの報告によると、336名の児童が州営刑務所に収監された女性囚人と一緒に居た。多数の女性が子どもを刑務所で一緒に居させる(7歳以下)ことを選択した一方、他の女性は子どもを児童支援センター(CSC: Child Support Centers)に預けた。CSCは3箇所、カブール(Kabul)、マザール(Mazar)及びヘラート(Herat)に在った。

(2016年)3月、当局がカブール女性刑務所・拘留所(Kabul Female Prison and Detention Center)を市内の改修されたある建物から、申し立てによると標準以下であるプルエ・チャルキ刑務所複合施設内の施設に移転させた後、新たな生活条件に抗議する目的で、女性囚人の一団が施設に放火した。

運営：法律では囚人に、最長 20 日間、家族を訪問するために刑務所を離れる権利を与えているが、ほとんどの刑務所がこの規定を実施せず、また法律は様々な区分の囚人に対する適用が不明瞭である、

独立的監視：AIHRC、UNAMA、及び赤十字国際委員会は引き続き、NDS、内務省、司法省及び国防省の拘留施設に出入りすることができ、また NATO の「確固たる支援任務」(Mission Resolute Support) は NDS、ANP、及び国防省の施設に出入りすることができた。治安上の制約と、当局による妨害が時々、一部の拘留施設への訪問の妨げとなった。UNAMA 及び AIHRC の報告によると、NDS の拘留施設に予告なしで出入りすることは困難であった。確固たる支援任務団は同じレベルの困難に見舞われずに済んだ一方、当局は NDS と ANP の施設で時々、予告なしでの出入りを否認した。AIHRC の報告によると、NDS 当局者は通常、AIHRC に対し、遅くとも訪問の前日又は 2 日前までに出入りの許可を求める正式な書簡を提出するよう要求した。NDS 当局者は依然、AIHRC と UNAMA のモニターがカメラ、携帯電話、記録装置、又はコンピューターを NDS に持ち込むことを禁じ、その結果、AIHRC のモニターは虐待の身体的痕跡、例えばあざ、傷跡及び他の負傷を適切に記録することができなかった。NDS は運営する施設での人権状況の監視役として大佐 1 名を任命した。(2016 年) 2 月と 5 月、議員団が GDPDC の刑務所施設を訪問し、女性の状況に焦点を当てつつ、刑務所状況のモニタリングと監視を実施した。司法省の JRD も (2016 年) 3 月、少年司法の問題に関する年次報告書を作成し、これは JRD の監視・査定局 (Monitoring and Evaluation Office) が草案を作成した。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕又は拘留を禁じているが、いずれも依然として深刻な問題であった。当局は多数の市民を、不可欠な手続上の保護を尊重することなく拘留した。

複数の NGO によると、法執行当局者が相変わらず市民を、明確な法的権限なく、あるいは適正手続を踏まえずに、恣意的に拘留していた。地方の法執行当局者は報告によると人々を違法に、刑法に規定のない罪状で拘留した。2012 年、検事総長局 (AGO) は、法律の下では犯罪に当たらない「脱走」容疑での女性の訴追を止めるよう命じた。複数の報告から、検察官はそれどころか、「婚外性的関係」の状態の家出した女性を、同じく法律の下では犯罪に当たらない、身内でない男性と自宅外で一緒に居たことを理由に起訴した。一部の事例では当局が不正に女性を投獄し、理由は女性を帰宅させるのは安全でない、あるいは問題とされる州又は郡に保護を提供するために利用可能な女性用避難所がないためであった (第 6 節、「女性」参照)。

警察及び治安組織の役割

アフガニスタンでは3つの省庁、即ち内務省、国防省、及びNDSが治安の提供を担当する。ANPは内務省の管轄下に置かれ、主に国内秩序を担当すると同時に、地域密着型の自衛部隊であるALPも担当する。アフガニスタン国民陸軍(ANA: Afghan National Army)は国防省の管轄下に置かれ、対外安全保障を担当するが、主な活動は国内反乱勢力との闘いである。NDSは諜報機関の役割を果たし、国家安全保障に関する犯罪事件の捜査を担当する。NDSの捜査部門はカブールに設置された施設を運営し、この施設に国家安全保障関連の囚人が収容され、各自の事件が検察官へ移管されて裁判が始まるのを待っていた。一部の地域ではANP又はANAではなく、反乱者が統制を維持していた。

(2016)年中、治安部隊による不処罰と説明責任の欠如に関する報告が絶えなかった。観測筋によると、ALPとANPの要員は総じて法律の下での自分達の責任と被告人の権利を意識していなかった。NDSとANPの当局者が拷問や虐待について負う説明責任は弱く、透明性を欠き、ほとんど執行されなかった。拷問や虐待を含む犯罪又は不正行為の捜査及び訴追におけるNDSとANPに対する独立的司法機関又は外部からの監視体制は限定的であった。警察の汚職が依然として深刻な問題であった(第4節参照)。

複数のNGO及び人権活動家の報告によると、社会的暴力、特に女性に対する暴力が蔓延していた(第6節参照)。多数の事件において、警察は暴力を防止又は対応せず、場合によっては強姦などの犯罪の被害を受けたことを報告した女性を逆に逮捕することもあった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

UNAMA、AIHRC、及び他の観測筋の報告によると、恣意的かつ長期間に及ぶ拘留が国内全域で頻発していた。当局はしばしば、被拘留者に罪状を告知しなかった。

法律では弁護士へのアクセスと令状の使用を規定し、また当局が被拘留者を未起訴のまま拘留できる期限を定めている。警察は予備捜査が完了するまで72時間、容疑者を拘留する権利を有する。警察は事件の追及を決定する場合、資料をAGOへ移管する。裁判所が承認すれば、捜査担当検察官は、捜査を続けながら容疑者を拘留することができ、拘留継続期間は違反の重大度次第で決まる。捜査担当検察官は容疑者の拘留を、些細な犯罪の場合は最長10日間、軽犯罪の場合は27日間、重罪の場合は75日間まで延長することができる。検察官は係る期限内に容疑者を起訴するか、又は釈放しなければならず、被告人が拘留されている場合は捜査期間のさらなる延長は許可されないが、検察官はこれらの限度を無視することが多かった。

隔離投獄が依然として問題で、弁護士と速やかに連絡が取れることは希であった。囚人は概して家族との面会を許可されたが、いくつか例外があり、家族との面会が頻繁に遅らされた。

刑事訴訟法では保釈を規定しているが、実際には保釈金制度が必ずしも使用されていなかった。当局は時々、裁判所から無罪を言い渡されていた被告人を拘留し続けることもあり、その根拠は、検察側の上訴を待つ間に釈放された被告人が失踪することが多いということであった。多くの場合、当局は、たとえ上訴裁判所が被告人を本人不在で有罪判決を下した後であっても、上訴の結果を待つ間に釈放した被告人を再逮捕しなかった。

複数の国際的モニターによると、検察官は警察から移管された事件を、たとえ実際には犯罪が実行されたわけではないという合理的確信があった場合でも起訴した。

少年法によると、児童の逮捕は「最終手段とし、可能な限り短期間で済ませること」と規定されている。複数の報告から察するに、全国各地に設置された少年更生施設は十分な食料、医療及び教育を提供する能力を欠いていた。成人被拘留者同様、拘留された児童は基本的権利と適正手続の多くの側面を、推定無罪、罪状を伝達される権利、弁護士へのアクセス、及び自己負罪からの保護を含め、頻繁に否認された。法律では少年専門の警察、訴追事務所及び裁判所の創設を規定している。資源の制約を背景に、特別少年裁判所が機能していたのは6州のみであった(カブール、ヘラート、バルフ(Balkh)、カンダハル(Kandahar)、ナンガルハール(Nangarhar)及びクンドゥズ)。他の州では、児童訴訟は一般裁判所で扱われた。法律では、当局が児童事件を秘密裏に処理することを義務付けており、また全ての刑事事件同様、第一審、上訴審、そして最高裁判所での最終段階、これら3つの段階が関係し得る。

一部の児童は、刑事司制度では犯罪の実行者というより寧ろ被害者であった。一部の事例で当局は、虐待の通報によって家族に恥辱をもたらしたという理由で、被害者の処罰を選択した。男子向けの十分な避難所がない状況にあつて、当局は虐待を受けた男子を拘留し、そして家庭に戻すわけにもいかず、他に利用可能な避難所がないため、少年更生施設に収容した。当局が実行犯の身内の児童を代理として扱い、投獄したという申し立ても複数あった。

警察及び法務当局者はしばしば、家出、家族が選んだ配偶者の拒絶、ドメスティック・バイオレンス又は強姦からの逃亡、あるいは駆け落ちなど、社会的犯罪による逮捕及び収監を正当化するために、不倫を犯す意図を持った女性を起訴した。憲法第130条では、憲法

又は他の法律の規定によって明示的にカバーされていない事件の場合に裁判所がハナフィ（Hanafi）の法理学（シャリア（イスラム法）の一学派）に従って、また憲法によって定められた限度内で、最良の正義を達成する形で裁定を下すことができると規定している。観測筋によると、この規定は民事事件にしか適用されないと幅広く理解されているものの、多数の裁判官及び検察官が第 130 条を刑事事案に適用していた。観測筋の報告によると、当局者はこの条文を使用して女性と男性を「不道徳」又は「家出」で起訴したが、これらはいずれも犯罪ではない。警察は家族からの要望に応じて不倫を理由に女性を拘留することも多かった。

当局は一部の女性を犯罪の被害を受けたことの通報を理由に投獄し、またある犯罪で有罪判決を受けた夫又は身内の男性の代理として、容疑者が家族を自由の身にするために自主してくるであろうという想定に基づいて拘留した。

当局は一部の女性を家族による暴力から保護するため、保護拘留状態に置いた。当局はドメスティック・バイオレンスを経験した女性を、さらなる虐待から保護するために利用可能な避難所がない場合も、保護拘留を採用した（拘留施設での収容を含む）。女性に対する暴力の廃絶（EVAW : Elimination of Violence Against Women）に関する大統領令（一般に略して EVAW と呼ばれる）では警察に対し、女性を虐待した者を逮捕するよう義務付けている。しかし、EVAW の施行と意識は限られていた。

恣意的な逮捕：恣意的な逮捕及び拘留が依然、ほとんどの州で問題であった。観測筋の報告によると、一部の検察官及び警察が人々を、法律の下では犯罪に当たらない罪状で起訴していたが、部分的に理由は被拘留者を時宜に適う形で処理するには司法制度が不十分であったためである。UNAMA の報告によると、警察は人々を道徳犯罪、契約違反、家庭争議を理由に、また自白を引き出す目的で拘留した。観測筋から相変わらず、道徳犯罪を理由に拘留された人々がほとんど女性ばかりであったという報告が続いた。

裁判前の拘留：法律では被告人が自分の裁判前拘留について異議を唱え、係る事案に関する裁判所の聴聞を受ける権利を与えている。とは言え、長期間に及ぶ裁判前拘留が依然として問題であった。

多数の被拘留者が刑事訴訟法の規定の一部又は全部の恩恵に与ることができず、これは総じて資源不足、限られた数の弁護士、法務実務者の訓練不足、そして汚職が原因であった。法律では捜査を完了できない場合、又は起訴できない場合、規約における 10 日間、27 日間または 75 日間の期限内に被告人を釈放しなければならないと規定している。しかし、多数の被拘留者が、起訴されないにも関わらず、上記の期限を超えて拘留されていた。

恩赦:アフガニスタンへ平和・再統合プログラム (Afghanistan Peace and Reintegration Program) は 2010 年から 2016 年にかけて存在し、これは戦闘員を戦場から脱出させるための仕組みであった。同プログラムの文書の記述によると、同プログラムは「全ての犯罪を恩赦し、包括的恩赦を提供するための枠組ではない」、また再統合候補者は登録前に、同プログラムへの参加が訴追からの包括的免責を意味するわけではない旨、伝えられた。

(2016 年) 9 月、政府はヘズベ・イスラミ・グルブディン (Hezb-e Islami Gulbuddin) 集団との平和協定を締結した。この合意の一環として、政府は拘留中の一部の囚人の釈放を約束した。(2016) 年末時点で、政府は囚人の釈放の可能性を検討中であった。

2015 年 9 月時点で、囚人産業が囚人の釈放後の雇用機会を増進すべく、提供する求人と職業訓練を増やしていた。2015 年 12 月、ガニー (Ghani) 大統領は女性囚人の状況について調査するため、カブールのバダム・バグ (Badam Bagh) 刑務所を視察した。ガニー曰く、彼は個人的に恩赦令と仮釈放令の起草を監督し、そして女性囚人の訴訟を検討する市民団体からの女性代表者から成る公平な代表団の創設を命じた。この代表団は女性 9 名で構成され、適格者の釈放の確保を目的に女性囚人事例の再検討を進めていた。(2016) 年末までに、235 名の女性が釈放され、307 名が減刑されていた。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、司法機関は依然として資金不足、職員不足、訓練不足、総合的な非効果、そして脅迫、偏見、政治的影響力、及び汚職の蔓延の影響を受ける状況が続いていた。

賄賂、汚職、そして公務員、部族指導者、被告の家族及び反乱関係者からの圧力が相変わらず、司法機関の公平性を阻害していた。ほとんどの裁判所が司法を不均等に管理し、成文法、イスラム法及び地方の慣習の混合を採用していた。伝統的司法機構が依然として多数の人々、特に農村部の人々が主に頼る手段であった。成文法の遵守に変動があり、裁判所はイスラム法又は地方の慣習を支持して、適用な制定法を軽視することが多かった。汚職は司法機関内で日常茶飯事であり、犯罪者は賄賂を支払って釈放又は減刑してもらうことが多かった (第 4 節参照)。

正式な司法制度は中央政府の力が最も強い都市の中心部で比較的強く、一方で人口の約 76 パーセントが居住する農村部では比較的弱かった。裁判所や警察部隊は依然、全国的に半分にも満たない強度で運営されていた。司法制度は大量の新規及び改正された法制を吸収

し、施行する能力を欠く状態が続いていた。資格を有する司法要員の不足が裁判所を阻害した。一部の地方自治体及び州の当局は、裁判官を含め、最低限の訓練しか受けず、また制定法、部族の名誉規範、又は地方の慣習を適切に参照することなく、個人的なイスラム法の理解に基づいて判断を下すことが多かった。法律学校を卒業した裁判官はイスラム法学部を有する大学出身者が多く、増え続けていた。法的規範及び制定法へのアクセスが増えたが、可用性が限られることが一部の裁判官及び検察官にとって依然として阻害要因であった。

2015年3月、ファルクフンダ・マリクザダ (Farkhunda Malikzada) が、ある地方の宗教聖職者から、コーランを燃やしたとの理由で誤って告発された後、暴徒に殺害された。ファルクフンダの死後に複数の抗議活動が発生した後、政府は迅速かつ模範的な裁きを約束したが、襲撃者の責任を問う手続はほとんど進歩が見られなかった。裁判所は襲撃者の一部を訴追し、数名に死刑を言い渡した。しかし、2016年3月、最高裁判所は有罪判決を受けた人々の減刑を提案した。その理由は、死刑に処することができるのは被告が死亡の「主犯格」と認められる場合に限られるということであった。最高裁判所の見解では、男性4名のいずれについてもファルクフンダの死亡の直接の原因であったことを示す十分な証拠を認めることができなかった。

減刑を支持するという最高裁判所の判決に従って、ガニー大統領はファルクフンダの事件を検討する調査委員会を創設した。40余りの市民団体及び女性団体が、最高裁判所判決の調査及び再検討を要求する連盟を結成した。一例として、女性政治参加委員会 (Women's Political Participation Committee) という市民社会団体が (2016年) 3月19日に記者会見を開き、政府に対して最高裁判所判決の再評価と、プロセスの透明性強化の確保を求めた。

広範囲に及ぶ裁判官不足が、主に情勢が不安定な地域で発生していた。UNAMA の報告によると、司法当局や検察官に対するタリバンの攻撃が、(2016年) 5月8日に政府がタリバン囚人6名を処刑した後、大幅に増えた。処刑後、タリバンは司法当局者に対する大規模な攻撃を実行した。(2016年) 5月25日、タリバンの自爆攻撃者1名が、マイダン・ヴァルダク (Maidan Wardak) 州裁判所職員を乗せた政府のシャトルバスを攻撃し、裁判官2名を含む民間人12名が殺害され、9名が負傷した。(2016年) 6月1日、タリバンがガズニ (Ghazni) の州上訴裁判所を攻撃し、裁判所職員2名を含む民間人4名が殺害され、裁判所長を含む15名が負傷した。

主要都市で裁判所が引き続き、法律による付託事項に従って刑事訴訟を決定していた。民事訴訟は非公式な制度を使用して、あるいは一部の事例において司法機関要員又は民間弁護士が推進する当事者間交渉を通じて解決されることが多かった。正式な法律制度が農村

部に存在しないことが多いことから、地元の長老やシュラ（通常はコミュニティから選ばれる男性による協議集会）が、刑事事案と民事紛争双方の主要な決着手段であった。彼らも正式な法律制度を考慮せずに処罰を科していた。

一部の地域ではタリバンがイスラム法の厳格な解釈に基づいて、並列的司法制度を執行した。処罰には処刑又は身体切除が含まれる場合もあった。例えば、(2016年)8月、カピサ（Kapisa）州でタリバンが20歳の学生1名をスパイ活動を理由に告発して誘拐し、1週間後に殺害した。UNAMAの報告によると、死刑判決、鞭打ち、及び殴打の結果、(2016年)前半だけで29名の民間人が犠牲となり（死亡者24名と負傷者5名）、これは前年同時期と比べ28パーセントの増加であった。

裁判手続

憲法では公正な公開裁判を受ける権利を規定しているが、司法機関は滅多にこの規定を執行しなかった。司法制度の管理と実施は地域差があった。政府は形式上、糾問主義的法律制度を使用する。法律により、全ての国民が推定無罪とされる権利を与えられ、被告人は裁判に出廷する権利と上訴権を有するが、これらの権利は必ずしも尊重されなかった。一部の州では公開裁判が行われたが、これは規範ではなかった。3名の審判団が刑事裁判を決定し、憲法の下では陪審の権利がない。検察官は被告人に対し、罪状を迅速かつ詳細に伝達することがほとんどなかった。貧しい被告人は、資源が許せば公費で弁護士に相談する権利を有する。この権利の適用は一貫性を欠き、総じて原因は深刻な弁護士不足にあった。国民は大抵、自分達の憲法上の権利を知らなかった。被告人と弁護人は裁判前に訴訟に関連する物証と文書を検証する権利を与えられるが、観測筋の指摘によると、弁護士が請求しても、事件が審理に至る前に裁判資料が再検討向けに用意されないことが多かった。

刑事事件で弁護を行った弁護士の報告によると、司法当局者は、刑事裁判における弁護士の役割に対する敬意と寛容を徐々に示すようになってきたが、時々、被告人の弁護士は検察官及び他の法執行当局者から虐待や脅迫を受けることもあった。

刑事訴訟法では刑事事件の捜査から最終上訴に至るまでの各段階について、被告人が拘留される状況での完了期限を定めている。同法では被告人が一時的に保釈されることも認めているが、これは滅多に使用されなかった。同法の付則では、国内治安及び対外安全保障に対する犯罪が関係する事件における拘留期限の延長を規定している。パルヴァーン州の司法センターに設けられた裁判所は、期間延長を活用することを選んだ。期限が遵守されない場合、法律では被告人の拘留を解くよう要求している。多数の事件において裁判所はこれらの期限を遵守せず、被告人が拘留されたままであった。

明確に定義された制定法が適用されない場合、あるいは裁判官、検察官又は長老が制定法を知らない場合、裁判官及び非公式のシュラが慣例法を執行した。この慣行は結果的に、女性を差別することになる場合が多かった。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政府が政治囚又は政治的理由による被拘留者を拘留したという報告はなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民は憲法違反及び人権侵害について司法期間に訴える機会が限られてた。国の司法機関は民事事案の調停に有意義又は効果的な役割を果たさず、原因は汚職や能力不足にあったが、司法機関は家族法事案を調停することが多かった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

法律では私生活に対する恣意的干渉を禁じているが、当局はこの規定を必ずしも尊重しなかった。刑事訴訟法では家庭のプライバシーに関する付加的保護措置を規定し、夜間の逮捕を禁じ、身体検査に関する要件を強化している。政府はこれらの禁止を必ずしも尊重しなかった。

政府当局者は相変わらず、合法的権限なく強制的に民間人の家屋や事業所に立ち入った。

政府当局者が合法的権限又は裁判所発行の令状なく、電話通話や他のデジタル通信を含め、私的通信を監視しているという報告が複数あった。

当局は犯罪容疑者や脱走した既決囚の近親者を男女問わず、手配者に自主させる目的で投獄した（1.d 項参照）。

反乱者が相変わらず、携帯電話業者を威嚇して業務を止めさせようとした。携帯電話タワーの破壊、警備員の買収、及び夜間のネットワーク接続遮断の報告が、特に南西部、南部及び東部の州で多かった。

g 国内の紛争での虐待行為

国内紛争が続いた結果、民間人の死亡、誘拐、囚人の虐待、財産損害、居住者の強制退去、及び他の虐待が発生した。治安情勢は反乱者による攻撃が原因で依然として問題であった。民間人、特に女性と児童は依然、UNAMAによると、武力紛争の激化の矛先にされていた。総体的に民間人被害者は2015年と同等の割合であったが、死亡者は1パーセント減った。テロリスト集団が民間人死亡者の圧倒的多数の原因であった。

殺害：(2016年)最初の9か月間でUNAMAは8,397名の民間人被害者(死亡者2,562名と負傷者5,835名)を文書に記録した。UNAMAは民間人被害者の23パーセントを政府支持派部隊の仕業と推定した一方、民間人被害者全体の61パーセントを反政府分子の仕業と推定した。

UNAMAによると、紛争当事者が関係した地上戦や銃撃戦が依然、民間人被害者(死亡者と負傷者)の最大の原因で、次いで自爆攻撃、複合的攻撃及びIEDが原因であった。UNAMAの報告によると、(2016年)最初の9か月間における児童の被害者数は2015年の同期間と比べ、15パーセント増えた。反政府分子は相変わらず、民間人や政府当局者を狙った自爆攻撃や複合的攻撃を使用し、これが反政府勢力による最も危険な戦術と化していた。(2016年)最初の9か月間、自爆攻撃と複合的攻撃が民間人被害者全体の20パーセントを占めた一方、IEDによる被害者は18パーセントであった。

複合的攻撃と自爆攻撃の増加は、(2016年)7月のカブールでの攻撃で目立ち、カブールのデー・マザング(Deh Mazang)広場で平和的デモが行われていた最中に2度の爆弾攻撃が発生した。80名余りの、シーア派ハザラ族が圧倒的に多かったデモ参加者が爆発によって殺害され、230名余りが負傷した。

反政府分子は相変わらず、反乱者又はタリバンに対抗する発言を行ったと見なされた宗教指導者を攻撃した。反政府分子は政府当局者を狙った攻撃も続けた。タリバンの攻撃は大半が治安部隊、特にANPとALPの部隊を標的にし、情勢が不安定な地域で顕著であった。反政府分子は相変わらず、民間人の住居を使用して政府部隊を攻撃し、例えば地元メディアによると(2016年)2月にダンドエ・ゴーリ(Dand E Ghori)で発生した攻撃がそうであった。

タリバンと反政府分子は相変わらず、武力を無差別に行行使し、武装襲撃で村人、外国人及びNGO職員を攻撃及び殺害し、車両搭載簡易爆発物(VBIED)や自爆攻撃を使用した。(2016年)最初の6か月間、UNAMAは2,509名の民間人被害者(民間人死亡者531名と負傷者1,528名)を複合的IED戦術による被害者として文書に記録し、これは反政府勢力による民間人被害者全体の67パーセントを占めた。

誘拐：UNAMA は (2016 年) 最初の 6 か月間に 195 件の紛争関連誘拐事件を文書に記録し、これらの事件の結果 85 名の民間人が被害者となり (死亡者 46 名と負傷者 39 名)、1,141 名が誘拐された。この結果から、2015 年の同期間と比べ、誘拐された民間人の数が 67 パーセント増えたことが分かるが、総体的には誘拐件数は 2 パーセント減った。(2016 年) 5 月 30 日、クンドゥズ州アリ・アバド (Ali Abad) 郡で、カブールからタカール (Takhar) 州とバダクシャー (Badakhshan) 州へ向かう乗客を運んでいた民間バス 3 台を、タリバンが制止した。タリバンは乗客 185 名を誘拐し、これに女性と児童 30 名が含まれていた。誘拐犯は男性 28 名をアフガニスタン治安要員と特定し、他の乗客 157 名を解放した。彼らは誘拐した乗客のうち 12 名を処刑し、他の 8 名を解放した。残る 8 名は、地元の長老が解放を仲介した後、1 か月半後に解放された。

身体的虐待、刑罰及び拷問：数件の報告によると、(2016 年) 6 月 26 日、治安部隊がフアリアブ州でタリバンに対する政府支持派武装集団との合同作戦を開始した。タリバンはこの地域から逃げたが、指令官 6 名が率いる政府支持派武装集団が 4 つの村で作戦を実施した結果、17 名が被害に遭った (死亡者 5 名と負傷者 12 名)。この 6 名の指令官に忠実な部隊がシェシュパー (Sheshpar) 村で民間人男性 3 名を銃殺し、同じ村で他の男性 14 名を、タリバン支持を理由に激しく殴打し、殴打された男性 14 名のうち 2 名が負傷により死亡した。これらの部隊がショルダリヤ (Shordarya) 地区で民家の略奪や放火を行ったという報告が複数あり、UNAMA はこれらの申し立てを調査中であった。ガニー大統領は虐待の責任者の逮捕を命じ、NDS が指令官 1 名と男性 7 名を逮捕した一方、捜査は続いた。

反政府分子は相変わらず、民間人を標的にした。以下は代表的な例である。(2016 年) 2 月、複数のタリバンメンバーがパクティカ (Paktika) 州サル・ハクヴザ (Sar Hakwza) 郡で開かれていたある結婚披露宴会場で民間人 4 名を、政府当局者との協力を理由に殺害した。(2016 年) 3 月 5 日、タリバンがカンダハル州であるモスクの管理人兼イマームを、彼のモスクの前で銃殺した。タリバンの主張によると、このイマームは政府の諜報機関に協力していた。

地雷、不発弾及び爆発性戦争残存物 (ERW) が依然として死亡や負傷を生じさせ、農業に使える区域を制約し、難民の帰還を阻害していた。UNAMA の報告によると、地雷、不発弾及び ERW による死亡者と負傷者は前年と比べ 35 パーセント増えた。アフガニスタン地雷対策計画 (Mine Action Program of Afghanistan) の報告によると、(2016 年) 3 月までの 12 か月間で ERW による被害者が 155 名、地雷による被害者が 7 名、そして圧力板型簡易爆発物 (PPIED) による被害者が 1,051 名、報告された。伝統的な対戦車地雷、対人地雷、及び PPIED によるこれらの被害者に加え、他の IED による民間人被害者も依然、数千名に上った。地雷対策調整センター (Mine Action Coordination Center) によると、地雷、不発弾及び

ERW によって 256 郡にまたがる 1,577 のコミュニティが危険に曝され、面積は約 230 平方マイルに及ぶ。教育省（Ministry of Education）と複数の NGO が引き続き、国内全域で様々な教育プログラムと地雷意識高揚運動を実施した。

（2016 年）1 月 1 日から 6 月 30 日にかけて、ERW による児童被害者は 2015 年の同期間と比べ 53 パーセント増え、ERW による民間人被害者全体の 85 パーセントを占めた。ERW による児童被害者は 264 名（死亡者 83 名と負傷者 181 名）に上り、（2016 年）前半の児童被害者の原因として 2 番目に多かった。同期間中、UNAMA は ERW 爆発事件 136 件を文書に記録し、これらの結果、民間人 312 が被害に遭った（死亡者 95 名と負傷者 217 名で、2015 年前半と比べ 49 パーセントの増加）。教育省と共同で、意識を高めるための地雷リスク教育が学校で実施された。アフガニスタン地雷対策計画調整センターによると、地雷汚染されたコミュニティが 1,620 箇所存在し、面積は約 210 平方マイルである。

児童兵士：ANDSF 及び政府支持派民兵組織、特に ANP と ALP が軍事目的で児童を徴用し、使用しているという報告が複数あった。児童徴用の防止に向けた取り組みの中で、政府は 34 州全てに児童保護課（CPU : Child Protection Unit）を拡大する方向で作業を続けた。（2016 年）11 月時点で 17 の CPU が活動中で、うち 12 は（2016）年中に創設されていた。国連児童基金（UNICEF）によると、複数の CPU が（2016）年中、315 名の児童の徴用を防いだ。

AIHRC の報告によると、内務省治安部隊による児童徴用が 21 件あった。政府の行動計画の基、ANP は様々な措置を講じ、例として年齢評価手順に関する職員訓練、未成年徴用に関する意識高揚運動の展開、未成年徴用疑惑の捜査、そして児童の入隊未遂事例を文書化するための一部の州の徴用中心地における施設の創設が挙げられる。新兵は身元チェックを受け、これには新兵が 18 歳以上である、ANDSF に加入する資格があることを少なくとも 2 名のコミュニティ長老が保証するという要件が含まれる。内務省と国防省も、ANDSF による児童の徴用や性的虐待の防止を目的とする指令を發布した。報道によると、一部の事例で複数の ANDSF 部隊が児童を個人的使用人、補助要員、又は性的目的で使用していた。

UNAMA はタリバン及び他の反政府分子による児童徴用も文書に記録していたが、数字は信頼性がなく、入手困難であった。一部の事例において、タリバン及び他の反政府分子は児童を自爆攻撃者や人間の盾として使用したり、他の例では IED の設置など作業補助に使用し、特に南部の諸州で顕著であった。複数のメディア、NGO 及び国連機関の報告によると、タリバンは児童を騙し、報酬を約束し、偽の宗教的な口実を使い、あるいは強制的に、自爆攻撃者に仕立てていた。（2016）年中、国連は反対派武装集団による児童徴用を 35 件と、ANDSF による児童徴用を 13 件記録した。

(2016年)2月、タリバンはワシル・アフマド (Wasil Ahmad) という11歳の男子を殺害したが、この男子は2015年にタリバン部隊が彼の地元、カース・ウルズガン (Khas Uruzgan) を包囲攻撃した際に43日間に渡りALP部隊で闘ったことを称賛されていた。ALPはこの男子について、徴用されたのではなく家族を守るために志願したのだと主張したが、彼は実際、武装し、制服姿であった。この男子は包囲攻撃の6か月後に殺害されたが、当時既に戦闘には参加していなかった。

以下のURLで公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

他の紛争関連の虐待：治安環境は依然、複数の人道支援機関がアフガニスタンの多数の地域で自由に活動する能力にマイナスの影響を及ぼしていた。反乱集団は意図的に政府職員や援助活動家を狙った。

タリバンメンバーと思しき人々がNGOの事務所や車両、NGO職員が頻繁に利用する宿泊施設、レストラン及びホテルを攻撃した。暴力と不安定な情勢が、開発、救済及び再建の努力を阻害した。複数のNGOの報告によると、反乱集団、地元の有力者及び民兵組織指導者が、救済用補給品を国内に搬入して配布しようとする集団に賄賂を要求した。(2016年)4月、正体不明の武装集団が、地雷除去団体のHALOトラスト (HALO Trust) から派遣された地雷除去チームのメンバー15名を、ヘラート州で誘拐した。これらの男性は翌日、軍事作戦の途中で解放された。

タリバンは政府及び開発活動家を抑え込む目的で、脅迫的なメッセージを配信し続けた。反乱集団は児童を含む民間人を、攻撃されやすい位置に強制的に行かせる、あるいは文民環境での作戦実施により、人間の盾として使用した。

南部と東部では、タリバン及び他の反政府分子が頻繁に、戦闘員への食料や避難所の提供を地元住民に強制していた。タリバンは学校、ラジオ局、及び政府庁舎への攻撃も続けた。

(2016年)9月5日、タリバン部隊はカブールで2度の大規模爆弾攻撃作戦を実行し、国防省と、人道支援機関のCAREインターナショナルを標的にした。国防省で少なくとも30名が殺害され、90名余りが負傷した。同省での攻撃による被害者の大部分がANDSFで、ANA将官1名と警察幹部2名も含まれた。タリバンは即座に犯行声明を出した。CAREインターナショナルでは正体不明の攻撃者が同機関の本部でVBIEDを爆発させた。民間人1名が殺害された一方、ANP要員1名と民間人7名が負傷した。

(2016 年) 10 月 25 日、複数の民兵がゴール州の州都、フィレズコー (Firezkoh) (旧チャグーチャラン (Chaghcharan)) 近郊で前日に捕獲されていた民間人 24 名 (女性と児童を含む) を殺害した。タリバンは関与を否認し、また州知事広報官があるジャーナリストに話したところによると、コラサン (Khorasan) 州内のイスラム国 (Islamic State) の犯行であった。他の報告では、(2016 年) 10 月 24 日にアフガニスタン国家市民秩序警察 (Afghan National Civil Order Police) の検問所に対する攻撃の際に地元のタリバン指令官、ファロク (Faroq) が死亡したことへの対応として、複数の民間人が処刑されたとのことであった。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法では言論及び報道の自由を規定しているが、政府は時々、これらの権利を様々な度合いで制約した。

言論及び表現の自由：法律では言論の自由を規定し、この自由は幅広く行使されていたが、当局が時々、批判を抑えるために圧力、規制及び脅迫を使用したという報告が複数あった。言論の自由も大幅に、特に州レベルで制約され、以前のムジャヒディン時代の軍首脳など地元の有力ブローカーが多大な影響力と権限を行使して、市民やジャーナリストのいずれかを問わず、批判した人々を威嚇又は脅迫した。

報道の自由：メディアは (2016) 年中ずっと、独立的に報道し、多くの場合、政府を公然と批判していたが、完全な報道の自由は欠けていた。時々、当局は批判を抑えるために圧力、規制及び脅迫を使用した。政治化、治安当局者及び他の権力を有する立場の人々がジャーナリストに対し、報道内容を理由に逮捕、脅迫又は嫌がらせを行った。言論と独立的メディアの自由は州レベルで一段と制約され、これらの地域では多数の報道機関が特定の人物又は政党と繋がりを持ち、例えば以前のムジャヒディン時代の軍首脳が含まれ、これらの人物が放送局や印刷メディアの多くを所有し、内容に影響力を及ぼしていた。

印刷メディアは独立的な雑誌、ニュースレター及び新聞を発行し続けた。広範な社説や日刊紙が政府を公然と批判していた。しかし、メディアの独立性と安全が、攻撃の増加を背景に、高いリスクに曝されているという懸念があった。非識字率の高さを背景に、テレビやラジオはほとんどの国民が好む情報源であった。ラジオは以前、比較的アクセスしやすいことから幅広く利用され、ラジオの普及率は約 75 パーセントであるのに比べ、テレビは約 50 パーセントであった。

情報・文化省 (Ministry of Information and Culture) は報道機関を規制する権限を有する。2015年に同省はメディア違反調査委員会 (Media Violations Investigation Commission) を解散させたが、同委員会による、ジャーナリストに対する申し立ての評価が偏っており、法律に基づいていないと批判されていた。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) の報告によると、同省は日常的に、当局者が報道関係者に脅迫や威嚇を行ったり、さらには身体的攻撃を行っても無視していた。同省は報道機関を規制する法的責任を有する一方、宗教学者から成る評議会 (ウレマ (Ulema) 評議会) がメディア関連問題に対して多大な影響力を持っていた。

(2016年) 1月、情報省は独立マスメディア委員会 (Independent Mass Media Commission) を創設した。同委員会は国内の全ての報道機関の登録を担当する。複数のメディア活動家が新たな登録手続を非難し、高額な登録手数料が報道機関、特に諸州の小規模なラジオ局やテレビ局を困らせることになると言及した。(2016年) 9月時点で、複数のメディア活動家が、新たな再登録規制の実施を遅らせることができる状況であった。

(2016年) 2月、大統領が現行メディア関連法を施行し、表現の自由を強化する旨の政令を發布した後、行政機関はジャーナリストに対する暴力事件の調査を担当する委員会を創設した。同委員会は(2016年) 前半に何度か会合を開き、調査対象として適格な事件 432件を特定した。同委員会はこれらの事件を、調査対象暴力事件関連の適切な政府機関、例えば内務省や NDS 部隊へ送致した。(2016年) 9月時点で、調査を開始した、あるいは同委員会に回答した政府機関はなかった。

(2016年) 5月、複数の国会議員が、2014年の情報公開法 (Access to Information law) の全面的施行の欠如を批判した。情報公開監視委員会 (Commission on Monitoring Access to Information) の説明によると、予算と政府からの支援が足りない結果、同法の施行が弱い状況に繋がっていた。

暴力と嫌がらせ：政府は反対派のジャーナリスト、特に不処罰、戦争犯罪、政府当局者及び地方の有力者について発言したジャーナリストを黙らせるため、脅迫、暴力及び威嚇を使用した。AJSCの報告によると、ジャーナリストに対する101件の攻撃(13件の殺害、30件の殴打、35件の威嚇、17件の虐待、及び6件の傷害を含む)のうち50パーセントが、政府当局者の仕業と推定された。(2016年) 10月30日の記者会見で、ナイ (Nai) という、報道の自由を支援する NGO が、メディア労働者に対する暴力が2015年は95件であったのに比べ、約370件にまで増えたと報告した。ナイによると、300名近くのジャーナリストが(2016)年中、脅迫を理由に辞職した。例えば、複数の報告によると、(2016年) 6月5日、

警察がカヴーン・ガグ（Kawoon Ghag）ラジオの記者 1 名を、彼が貧困世帯へ寄付を配布するイベントについて報道していた際に殴打した。

（2016 年）8 月 29 日、バーミヤン（Bamyan）州の改修された州営空港の落成式に出席するため大統領が同州を訪問した際、政府支持派部隊が、大統領護衛選抜部隊を含め、抗議者やジャーナリストに嫌がらせや殴打を行ったとされる。一部のジャーナリストの報告によると、政府治安部隊は彼らに暴行を加え、機材からフィルム又はデジタル写真を抜き取った。ヒューマン・ライツ・ウォッチに、NDS 部隊がジャーナリストや活動家を 24 時間に渡り拘留したという報告が寄せられた。大統領府は当初、（2016 年）8 月のバーミヤン訪問時に殴打又は拘留されたというジャーナリストの申し立てを否定したが、後に大統領が調査を命じた。

（2016 年）8 月 28 日、主導的な独立系日刊紙、ハシーテ・スプー（Hasht-e-Subh）が意図的に、ヘラート市版の内容を全て完全に空白にし、これはヘラート州議会議長のカムラン・アリザイ（Kamran Alizai）に対する汚職及び密輸疑惑を詳述した報道の検閲を強調することが目的であった。同紙の編集長、パーヴィズ・カワ（Parwiz Kawa）は公然と、空白ページは彼が匿名の「有力当局者」に対する「予防的・保護的」と称した抗議を示すものであると述べた。彼は、違法な私的民兵組織も維持していたアリザイによる、同紙の地域事務所に対する脅迫に、編集者が対応したのだと述べた。翌日、ハシーテ・スプー紙は、アリザイが調査を受け、停職処分を受け、出国を禁じられていることを AGO が編集者に保証した、という記事を公表した。一方、大統領副広報官のシャー・フセイン・ムルタザヴィ（Shah Hussain Murtazawi）がハシーテ・スプー紙に対し、「独立系メディアに異議を唱える者は政府から厳しい処分を受けることになる」と語った。

支配的な治安状況がジャーナリストにとって、たとえ特定の標的にならなくても、危険な環境を生み出していた。遠隔地で活動するメディア組織やジャーナリストは特に、不安定さが増し、反乱集団、部族郡及び犯罪組織からの恐怖が顕著であることから、暴力や威嚇に対して脆弱であった。彼らは地方自治体当局が情報公開の推進においてもあまり協力的でないと報告した。

（2016 年）8 月 24 日、国家安全保障評議会（National Security Council）は、ジャーナリストに対する暴力事件に対処するための、新たな一連のガイドラインを承認した。この新たなイニシアティブは、カブールに全国合同委員会を設置し、個別の委員会を州都に設置し、ジャーナリストに対する暴力の実行犯を調査及び特定するための調整センターと、ジャーナリストに対する脅迫を特定するための NDS が運営する支援委員会を創設することが盛り込まれている。合同委員会は第 2 副大統領が委員長に就任することになり、新規事例の登

録と、実行犯を訴追するための司法機関への支援要請と、事件に関する統計の公表を期待された。活動家はこの政府のイニシアティブを歓迎した。

ジャーナリストの安全に焦点を当てたある独立系団体が引き続き、脅迫を受けたジャーナリスト向けの避難所を運営していた。この団体の報告によると、法執行当局者は概して、信憑性のある脅迫を受けたジャーナリストの支援に協力的であったが、調査能力に限られることから、多数の事件が未解決のままであった。アフガニスタン独立弁護士協会（Afghan Independent Bar Association）は、法的支援、専門知識及びサービスをメディア団体に提供するための、メディア法委員会を創設した。

女性はメディア労働者の約 20 パーセントを占めたが、因みに 2015 年は 30 パーセントであった。一部の女性が国内各地のラジオ局を監督し、また一部のラジオ局はほぼ完全に、女性問題を重視していた。とは言え、女性記者は自分達の職務の実践が難しいと捉えていた。不十分な治安、訓練不足、そして安全でない労働条件が、メディアにおける女性の参加を制限する要因であった。AJSC は（2016 年）3 月、女性ジャーナリストの状況に関する特別報告書を公表し、メディア産業ではセクシャル・ハラスメントが依然として幅広く蔓延していると指摘した。職場でセクシャル・ハラスメントや虐待を受けなくても、女性ジャーナリストはメディアでの仕事を辞めるよう、あるいは少なくともテレビで顔を見せないよう、家族から圧力を受けることが多かった。

検閲又は内容の制限：報告によると、政府は政府からのメッセージ発信と矛盾すると見なされたテーマに関する報道を制約しようとした。

一部のメディア観測筋の主張によると、行政機関の汚職、土地横領、及び麻薬取引への地方当局者の関与について報道したジャーナリストは、州警察当局者や有力者による暴力的な報復を恐れ、自己検閲を行っていた。政府当局者による報復を恐れつつ、報道機関は時々、微妙なテーマについては外国メディアの報道を引用したり、場合によっては外国人ジャーナリストに情報を提供することを選好した。

ナイはカブール及び他の 5 州で調査を実施し、その結果、地方のソーシャルメディア利用者への 94 パーセントが、治安当局者からの脅迫や威嚇を恐れ、自己検閲を実践していることが判明した。

名誉毀損法：刑法及びマスメディア法では、名誉毀損について懲役と罰金を規定している。当局は時々、政府当局者に対する批判を抑止する口実として名誉毀損を使う場合があった。

国家安全保障：複数のジャーナリストが、政府当局者が頻繁に一定の情報の開示を避ける目的で情報公開法における国家利益の例外を発動している、という不満を訴えた。

非政府の影響：ジャーナリストは依然、タリバン及び他の反乱集団から脅迫を受けていた。一部の記者が、タリバンの報復を恐れ、自分の報告の中で反乱や一部の近隣諸国の批判を避けていることを認めた。(2016年)2月、バグラン州のポレ・コームリ (Pol-e Khomri) で、アフガン・アディブ (Afghan Adib) というラジオ局の職員2名が残虐な攻撃を受け、1名は失明した。タリバンが攻撃の黒幕とされたが、タリバンは犯行声明を出さなかった。

ジャーナリスト保護委員会の報告によると、地元記者や外国人記者が依然、誘拐の危険に曝されていた。

タリバンは2つの民営テレビ局、トロニュース (ToloNews) TV と 1TV と関係のあるジャーナリストに対する脅迫を続けた。タリバンの軍事委員会は両局を、冒瀆的と認知された報道内容を理由に「軍事目標」に指定し、また両局がプロパガンダを放送し、宗教を風刺し、若者の心に不道徳を植え付けたと主張した。タリバンは2015年に初めてトロニュースを公然と脅迫し、これは同局が、クンドゥズが反政府集団に陥落された際のタリバンによる処刑、強姦、誘拐及び他の虐待の疑惑を報じた後のことであった。(2016年)1月20日、タリバンの自爆攻撃者1名がカブールで、トロニュース系列のカブーラ (Kaboora) というプロダクションのスタッフを載せたミニバスを攻撃し、7名が殺害された。(2016年)6月8日、正体不明の武装集団がジャララバード (Jalalabad) のエニカス (Enikas) ラジオに手榴弾攻撃を行い、これはアメリカ人ジャーナリスト1名と翻訳者1名が地元治安部隊のコンボイに同行していたところ、(2016年)6月5日にヘルマンド (Helmand) 州で待ち伏せ攻撃によって殺害された事件の3日後のことであった。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制約又は妨害せず、また政府が適切な法的権限なく私的なオンライン通信を監視しているという、信憑性のある報告もなかった。

報道機関や活動家は日常的に、ソーシャルメディアを利用して政治的進展について議論し、また都市部ではフェイスブック (Facebook) が幅広く利用されていた。タリバンはインターネットやソーシャルメディア (ツイッター (Twitter) など) を利用してメッセージを発信していた。インターネット利用率は、高価格、不十分な地元コンテンツ、及び非識字率を背景に、比較的低い状況のままであった。

学問の自由と文化的行事

(2016) 年中、学問の自由又は文化的行事に政府が制約を課したという報告はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

政府は概して、国民が平和的にデモを行う権利を尊重した。(2016) 年中、多数の公共集会や抗議活動が行われた。(2016 年) 5 月、トルクメニスタンからカブールへの送電線の経路に関する政府の決定を巡り、カブールで大規模なデモが行われた。政府部隊は治安のため輸送コンテナを起し、デモ実施区域を制限したが、抗議者はカブール市街地での行進を許可された。(2016 年) 7 月 23 日、抗議者が再び集まり、同じ送電線について抗議したが、反乱集団に爆弾攻撃を受け、80 名が殺害され、250 名が負傷した。ダーイッシュ (Da'esh) が犯行声明を出した後、内務省は 10 日間、路上抗議活動を禁止した。

(2016 年) 9 月、カブール市内でウズベク (Uzbek) 人コミュニティにとって重要なある丘に元国王の遺体を埋葬するためにタジク (Tajik) 族支援者が集まったが、孤立状態に繋がった。合意に達した後、埋葬が行われたが、一部の人々は政府がこの問題を適切に処理しなかったことを批判した。

結社の自由

結社の自由に対する権利は憲法で規定され、政府は概してこれを尊重した。政党に関する 2009 年の法律では政党に対し、司法省への登録と、イスラム教と整合的な目的の追求を義務付けている。法律により、政党は司法省に登録済みの党员 10,000 名を有していなければならない。

2012 年に閣僚評議会は、政党に対して登録後 1 年以内に少なくとも 20 州に事務所を開設することを要求するという規制を承認した。同規制ではこれを怠った政党を司法省の公式リストから抹消することも規定している。2015 年に司法省は全国規模で、州の政党事務所の再検討を実施した。その結果、10 の政党が規制を遵守していないことが分かり、10 党全てが登録を抹消された。合計 57 の政党が司法省に登録されていた。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、国外渡航、国外移住及び帰還の自由を規定し、政府は概してこれらを尊重したが、時々、治安を理由に国民の移動を制限することもあった。

政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国際移民機関及び他の人道支援機関と協力して、国内避難民 (IDP)、難民、帰還難民及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。パキスタンやイランからの帰還者を含め、脆弱な人々を支援する政府の能力は依然として限られ、国際コミュニティに支援を頼る状況が続いていた。

国内移動：タクシー、トラック及びバスの運転手の報告によると、治安部隊又は反乱集団が時々、違法検問所を運営し、旅行者に金銭や物品を強要していた。

国内の一部地域における移動に対する最大の障壁は、治安の欠如であった。多数の地域で反乱集団による暴力、強盗、地雷及び IED が、移動を極めて危険にし、特に夜間がそうであった。

武装反乱集団が違法検問所を運営し、金銭や物品を強要していた。タリバンは権限の及ぶ地域、ほとんどは南東部で地元住民に夜間外出禁止令を課した。

社会的慣習により、女性が男性の同意又は付き添いなく移動する自由が制限された。

国外移住及び帰還：アフガニスタンへ帰還する難民は、(2016 年) 後半に増えた。(2016 年) 11 月中旬時点で、UNHCR は 370,000 名を超える登録済み難民の帰還 (99 パーセントがパキスタンからの帰還) を支援しており、2015 年の帰還者 58,460 名をはるかに上回った。

主な到着地での帰還者に関する UNHCR の調査によると、多数の帰還者が、嫌がらせや強要の増加を理由に、また自宅で安全に過ごす、あるいは就職することができると考えられなくなったことから、パキスタンを離れたと主張した。帰還者が他に挙げた理由の例として、本国送還後における書類不保持のアフガニスタン人家族との結合の維持、国境管理の強化、そして法的地位に関する不確実性があった。元難民は国内総人口の 20 パーセント超を占めたが、政府は多数の新規到着者を統合する能力を欠き、その背景には不安定な情勢、

限られた雇用機会、不十分な開発、及び予算面での制約があった。

書類不保持のアフガニスタン人難民も多数帰還した。国際移民機関の報告によると、(2016年) 11月中旬時点で約 230,000 名が既に帰還し、また予測によると約 300,000 名の書類不保持のアフガニスタン人が 2016 年末までに帰還する見通しであった。同じ期間中、約 391,000 名の書類不保持のアフガニスタン人がイランから帰還し、ほとんどがイラン当局から強制送還された結果であった。

国内避難民

国内の人口移動が増加し、主な誘因は武力紛争の増加であった。国連の推定によると 120 万名の IDP が居た。国連人権問題調整事務所によると、486,000 名の新規 IDP が (2016 年) 1 月から 11 月にかけて自宅から逃げ出した。ほとんどの IDP が、同じ州内のもっと大きな街や都市での比較的良好な安全と政府サービスを求めて、治安の不安定な農村部や小さい街から離脱した。34 州全てが IDP 人口を受け入れた。

人道支援者のアクセスが制限された結果、IDP の身元確認、評価及び適時な支援提供が遅れ、IDP 総数の推定が公式データよりも大幅に多くなった。IDP は依然、個人的及び物理的な安全保障と避難所を含む基本的保護を十分に受けることができなかった。多数の IDP、特に母子世帯は、身分証明書不保持を理由に基本的サービスを受けるのに苦労していた。国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Center) によると、都市部では多数の IDP が差別を受け、衛生及び他の基本的サービスを十分に受けることができず、避難民居住地を違法に占有していることによる退去のリスクが絶えない環境で生活していた。IDP キャンプで暮らす複数の女性が、ドメスティック・バイオレンスの頻度が高いと報告した。最初の強制退去後に生計手段を得る機会が限られることから、2 度目の強制退去に繋がる 경우가多く、脆弱な人々の追跡調査を難しくしていた。現地で社会サービスを受けることができた IDP であっても、時々、IDP ではない周囲の人々と比べ、サービス提供場所からの距離又は他の要因により、利用できる度合いは低かった。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定しておらず、政府は諸外国からの難民に保護を提供するための制度をまだ確立していない。とは言え、政府は国際コミュニティと密接に協力して、パキスタン人難民の保護とニーズへの対応に尽力し、これらの難民には 2014 年に反乱集団に対するパキスタン軍の作戦後に国境を越えて避難してきた後、コースト州とパクティカ州の UNHCR キャンプに残留している推定 100,000 名の難民が含ま

れる。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では、普遍的かつ平等な参政権に基づいて無記名投票によって実施される自由かつ公正な定期的選挙で政権を選ぶ機会を、国民に与えている。国民は2014年の大統領選挙及び州知事選挙と、2010年の議会選挙で、この能力を行使した。タリバンや政治活動家は2014年の大統領選挙の際、暴力を行使して有権者を威嚇しようとし、この選挙も広範な不正や汚職の申し立てによって台無しになった。議会選挙は憲法により、5年おきの実施を義務付けられているが、正規に計画された選挙は2015年に行われず、これは政府が約束した選挙改革をまだ完了していなかったためである。結果として下院（Wolesi Jirga）は2015年6月に5年間の任期が満了した後も、大統領令によって留任した。（2016年）11月、政府は主要な選挙管理機関である独立選挙管理委員会（IEC：Independent Election Commission）と独立選挙苦情処理委員会（Independent Electoral Complaints Commission）のメンバーを交代させ、これは期待された改革の完了と、新たな選挙カレンダーの提案に向けて必要な第一歩であった。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：IECによると、2014年4月の第一次大統領選挙で680万名余りの有権者が投票した。国内全域で治安事件が発生していたが、報告によると投票率に及ぼした影響はわずかで、多数の被害者が出る事態も起こらなかった。第一次投票に立候補した8名のうち、元外務大臣のアブドゥラー・アブドゥラー（Abdullah Abdullah）と元財務大臣のアシュラフ・ガニー・アフマドザイ（Ashraf Ghani Ahmadzai）がほとんどの票を獲得し、それぞれ45パーセントと31.6パーセントであった。いずれも必要な過半数に届かず、この2名による決選投票が2014年6月に実施された。

不正の申し立てがあったため、2014年6月の決選投票後にIECが発表した予備的結果の正確性を巡る紛争が起こった。これらの結果は、ガニーが56.4パーセントでリードしていたのに比べ、アブドゥラーは43.5パーセントであったことを示した。対立が長期化した後、2名の候補者は投票箱の100パーセント監査に合意し、国民統一政府（National Unity Government）の形成を約束し、次席が政府に新たに創設される最高執行責任者（CEO）に就任することになった。リークされたIECのデータを報じた報道によると、監査では推定800万票のうち850,000余りの不正票を無効とした。2014年9月にIECは選挙監査を完了し、ガニーを当選とした。国民統一政府合意に従って、ガニーは後に大統領令によってCEOの職位を創設し、アブドゥラーを指名した。監査結果は（2016年）2月に公表された。

政党及び政治的な参加：過去の政治活動における暴力的民兵組織や旧共産党体制との否定的関連性のほか、エリート政治化における根強い汚職や非効率の申し立てが、多数の国民を、政党を懐疑的に捉える方向に導いた。政党法（Political Party Law）では政党に、アフガニスタンの歴史上初めて正式な機関として存在する権利を認めた。同法では政党に対し、アフガニスタンの34州出身の少なくとも10,000名以上の党員を有することを要求している。

政党は必ずしも国内全域で活動を実施できたわけではなく、一部の地域では反政府暴力によって治安が悪化していた。（2016年）11月時点で、57の政党が司法省に登録され、（2016）年中に登録抹消された政党はなかった。司法省によると、登録抹消された党でも会合を開き、「非公式」な政治活動を継続することができるが、政治的役職の立候補者は党が再び登録基準を満たすまで、党名の下で立候補することはできない。

州の党員は引き続き、司法省の監視プロセスは一貫性がないと主張した。一部の党の報告によると、省当局者及び他の人々との定期的な相互交流が全くなかった。政党は2014年の大統領選挙で以前の選挙よりも果たす役割が大きくなり、アブドゥラーとガニーを支持した政党の組織、ネットワーク及び一般市民からの支持が、大統領候補者としての成功に貢献した。

女性及びマイノリティーの参加：憲法では議会の両院における女性とマイノリティーの最少議席数を指定している。下院の場合、憲法では少なくとも2名の女性が各州から選出されることを義務付けている（合計68名）。2010年に有権者は69名の女性を下院議員に選出した。上院（Meshrano Jirga）では、憲法により、大統領が議員の3分の1を任命する権利を与えられる。大統領が任命する議員の半数は女性でなければならない。下院では10議席が少数派のクチ（Kuchi）族（遊牧民）に用意される。上院では、大統領が任命する議員に2名のクチ族と、2名の身体障害者が含まなければならない。実際には、上院で1議席がシーク教徒又はヒンドウ教徒の代表者に用意されるが、これは憲法で義務付けられているわけではない。

伝統的な社会的慣行が依然、女性が政治や家庭及びコミュニティ外での活動に参加することを制限し、例えば男性が付き添う必要や、労働許可が挙げられる。これらの要因は、教育や経験の格差に加え、引き続き、中央政府における男性支配的構成に影響を及ぼし続けたと考えられる。2013年の選挙法では、州議会における女性の定足数を25パーセントから引き下げて20パーセントとし、郡議会と村議会については女性の定足数を完全に撤廃した。（2016）年末までに、郡議会も村議会もまだ確立されていなかった。

男性の相手方同様、政府や政治に関わる女性は依然、脅迫や暴力の直面し、タリバン及び他の反乱集団による攻撃の標的にされた。(2016年)7月、ガズニ州の女性問題責任者が攻撃された。彼女は無傷で難を逃れたが、別の政府職員が殺害された、報告によると、女性国会議員はほとんどが何らかの類の脅迫又は威嚇を経験したことがあり、多数の人々が国は彼女らを保護できない、あるいは保護するつもりがないと考えていた。

マイノリティーが政治生活に参加することを妨げる法律はないが、様々な民族集団が、自分達がマイノリティーに該当する州では地方自治体に就職する機会が平等でないと訴えた。多数派のパシュトゥン族の人々は議会の両院で他のどの民族よりも多くの議席を占めていたが、議席の過半数には届いていなかった。特定の社会的集団が除外されたという証拠はなかった。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者による汚職に対する刑事罰を規定している。政府は法律を効果的又は均等の施行せず、また当局者が頻繁に汚職慣行に関与し、処罰を免れているという報告が複数あった。

複数の報告から、汚職が依然として社会全体に蔓延し、軍隊、国際的ドナー及び薬物取引からの金銭の流れが問題を悪化させ続けていることが窺える。世論調査によると、多数の国民が、政府は汚職撲滅に効果を上げていないと考えていた。汚職と不均一な統治が依然、南部、東部及び一部の北部の州、特に遠隔地でタリバンが影響力と支配力を行使することを許す事態に多大な役割を果たしていた。

複数の囚人及び地元 NGO によると、汚職は司法制度全体に蔓延し、特に刑事事件の訴追や刑務所からの釈放の手配に関する汚職が目立った。当局者が懲役の減刑、捜査の打ち切り、あるいは告訴の取り下げと引き換えに無許可の支払を受けている、という報告も複数あった。通常は民事扱いとされるはずの事案で刑事告訴するという慣行は、企業紛争の決着、あるいは裕福な国際的投資家から金銭を巻き上げる目的で、よく使われていた。

(2016)年中、官民両部門の関係者から「土地強奪」の報告が複数あった。最も多い類のものは、汚職当局者から企業が違法に不動産証書を取得し、それを疑いを持たない「住宅所有者」に売却し、後者が後で刑事訴追される羽目になるという状況で発生した。他の報告から、政府当局者が無補償で土地を奪取し、契約又は政治的優遇と引き換えにしているという事例も窺える。時々、州政府が違法に、適正手続又は補償を伴わずに土地を押収し、そこに公共施設を建設していた。

汚職：(2016年)6月、大統領は、高官レベルの汚職事件の訴追を担当する、独立的な汚職防止司法センター（Anti-Corruption Justice Center）を創設する旨の政令に署名した。最高裁判所、AGO及び重大犯罪タスクフォース（Major Crimes Task Force）の協力を得ながら、検察官と第一審裁判所及び上訴裁判所の裁判官が裁判所に割り当てられ、作業はキャンプ・ヒース（Camp Heath）の常設施設で始まった。汚職防止センターは（2016年）11月12日に臨時施設で最初の事件の審理を開始した。最初の事件において、ある上級レベルのAGO軍隊部の検察官が43,500アフガニ（750ドル）の収賄で有罪判決を受け、懲役2.5年と罰金43,500アフガニ（750ドル）を言い渡された。2番目の事件では、アジジ（Azizi）銀行カンダハル支店の副店長が4件の別々の横領と、合計880万アフガニ（152,000）相当の文書偽造で有罪判決を受け、懲役10年4か月を言い渡された。国際メディアと観測筋が傍聴し、裁判は手続上公正で、秩序正しく、プロフェッショナルであったと報告した。

州警察が時々、警察検問所での汚職や、麻薬産業からの汚職に関与していた。報告によると、ANP警察官が上官レベルの内務省当局者に、自分達の職位や昇進の見返りを支払っていた。司法制度は汚職事件をほとんど追求せず、特に警察が関係する事件の場合がそうであった。内務省は相変わらず、汚職の蔓延、劣悪な仕事ぶり、そして当局者による職権乱用の申し立てに影響されていた。

不処罰に加え、公共部門や治安部隊では低給が当局者による汚職を助長していた。国際コミュニティは国と州の統治構造と協力して低給の問題への対処に取り組んだが、階級改革の実施は依然として遅かった。

報告によると、警察は刑務所からの釈放又は逮捕回避の見返りとして民間人に賄賂を要求した。国民は刑期を終える段階で釈放されていなかった囚人を釈放してもらうために、矯正施設や拘留施設の当局者に賄賂を渡していた。

汚職、薬物取引、又は人権侵害への関与を報告された州知事は、報告によると引き続き行政職に留まり、処罰を免れていた。

資産公開：高等監督局（High Office of Oversight）は上級政府当局者から個人所得のあらゆる源泉とレベルに関する情報を集める責任を負う。同局はほとんどの上級当局者の就任時と離任時の個人資産申告を検証し、インターネットとマスメディアに公表する。情報収集と公表が発生した一方、一部の当局者は要求された報告書の提出を怠り、独立的専門家による資産申告検証は、ごく限定的に進んだ程度であった。提出不履行又は虚偽記載でも法律で罰則が規定されていないため、不正行為を特定するためのこの重要手段が台無しにな

ってしまいがちであった。

情報の一般公開：憲法及び法律では政府情報にアクセスする権利を国民に与えているが、アクセスが他者の権利を侵害するおそれがある場合は例外である。公式ソースからの情報へのアクセスは依然、国民に権利に関する明瞭性の欠如と、政府機関における透明性の欠如が原因で限定的であった。複数の NGO 及び人権団体によると、情報へのアクセスに関する 2014 年の法律がまだ全面的に施行されておらず、一部の政府当局者は公益性を帯びた情報を適切な形で開示することを怠っていた。観測筋は、法律の一部の規定を当局が国家安全保障を理由に情報開示を差し控える目的で使用し得ることに関する懸念を指摘した。複数の NGO が引き続き、国家安全保障や国益などの表現の明確な定義の欠如が、情報へのアクセスに深刻な影響を及ぼし、制限要因となるおそれがあると指摘した。(2016 年) 10 月 16 日、ガニー大統領は、メディアへの情報公開を遅延させないこと及び情報を適切に分類することを政府当局者に要求する旨の政令を發布した。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内外の人権団体は概して政府から制約されずに活動し、人権侵害事件を調査し、所見を公表していた。政府当局者はある程度協力的で、これらの団体の見解に応答していたが、政府当局者が人権団体を威嚇したという事例も複数あった。人権活動家は引き続き、戦争犯罪者や人権侵害者が政府内で権力のある地位に残留していることに懸念を表明した。

政府の人権団体：憲法により権能を付託された AIHRC が引き続き人権問題に対処したが、政府からの資金拠出は最小限で、ほぼ完全に国際ドナーからの資金に頼っていた。

3 つの下院委員会、即ち男女平等・市民社会・人権委員会 (Gender, Civil Society, and Human Rights Committee)、麻薬対策・酒類・倫理的虐待委員会 (Counternarcotics, Intoxicating Items, and Ethical Abuse Committee)、及び司法・行政改革・汚職防止委員会 (Judicial, Administrative Reform, and Anticorruption Committee) が、人権問題を扱う。上院では男女平等・市民社会委員会 (Committee for Gender and Civil Society) が、人権関連の懸案に対処する。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：EVAW 法では強姦、暴行又は殴打；矯正結婚；

恥辱；威嚇；及び相続権剥奪を含め、女性に対する暴力を刑事罰の対象としているが、施行は依然として限られていた。法律では強姦について 16 年以上 20 年以下の懲役を規定している。行為の結果、被害者が死亡した場合、法律では実行犯を死刑に処すると規定している。法律では「結果的に姦通に至らない女性の貞操の侵害（性的接触など）」について 7 年以下の懲役を規定している。法律の下、配偶者強姦は強姦に含まれない。法律は幅広く理解されておらず、一般市民や宗教コミュニティの一部は法律を非イスラム的と見なしていた。多数の当局が法律を施行する政治的意欲を欠き、十分に執行することを怠っていた。

AIHRC の報告によると、(2016 年) 1 月から 8 月にかけて女性に対する暴力が 2,621 件発生し、うち 9 件が殺害、79 件が性的暴行、34 件がセクシャル・ハラスメント、733 件が殴打、そして 44 件が強制による婚約又は結婚であった。国内の治安情勢が原因で、女性に対する多数の暴力犯罪が未報告であった。AIHRC の報告に加え、女性問題省 (Ministry of Women's Affairs) も (2016 年) 最初の 6 か月間に女性に対する暴力を 1,465 件報告し、最も多かったのはゴール州、バグラン州、バダクシャー (Badakshan) 州、ナルガルハール (Nargarhar) 州、タカール州、及びバルクー (Balkh) 州であった。

AGO は 33 州で 33 の EAW 訴追部門を運営していた。(2016 年)3 月、AGO は様々な州 EAW 部門間のコミュニケーションを促し、共通の争点を明確にするための、2 度目の EAW 検察官全国会合を実施した。女性平和・安全保障研究所 (Research Institute for Women Peace and Security) という国内 NGO と、Chr.ミケルセン研究所 (Chr. Michelsen Institute) が (2016 年) 1 月に公表した報告書によると、8 州で EAW 部門に登録された 2,958 件の調査対象事件のうち、792 件、即ち 27 パーセントが起訴に至り、さらにそれらのうち 59 パーセントが有罪判決に繋がった。起訴された事件のうち、有罪判決率は強姦が最も高く、起訴の 73 パーセントが有罪判決に繋がった (登録された強姦事件全体のうち 41 パーセントが有罪判決に至った)。

2014 年 3 月から 2015 年 3 月にかけて、政府の報告によると女性に対する暴力事件が 4,541 件登録され、3,038 件は EAW 法の下で登録された。女性問題省、内務省及び AGO も、1,179 件の離婚、離別、婚約破棄、扶養手当及び子どもの養育権に関する事例を登録し、これらはドメスティック・バイオレンスに起因した場合もあればそうでなかった場合もあり、登録件数は合計で 5,720 件となった。

パジュワーク・ニュース (Pajhwork News) は、女性に対する暴力事件における正式な司法制度外での調停の役割に関する報告書を公表した。調停はコミュニティレベルで行われるため、男性主導型のプロセスが女性に対する暴力事件の通報を制約した。同報告書は、過去 6 年間だけで 21,000 件を超える、女性に対する暴力事件のデータをまとめた結果を紹介

した。これらの事件の 70 パーセント近くが女性問題省と警察に登録されたが、推定 5 パーセントしか、裁判に至らなかった。

一部の遠隔州では検察官と裁判官が EVAW 法を知らず、また他の州では家族への忠誠、危害の脅迫又は賄賂を背景に、被告人を釈放させる圧力をコミュニティから受けていた。複数の報告から、強姦で告発された男性は大抵、被害者が性行為に合意したと主張し、被害者に対する不倫容疑に繋がったり、あるいは実行犯が被害者と結婚すると嘘をついていた。

社会的汚名を背景に、強姦は実証が難しかった。男性被害者は報復又は当局による付加的搾取を恐れてほとんど届け出なかったが、報告によると仲間からの性的虐待が多かった。女性被害者は厳格な社会的報復に直面し、結婚に不適切と見なされたり、婚外性行為により投獄されたり、あるいは超法規的殺害の被害者になる場合もあった。

2016 年のアジア財団 (Asia Foundation) によるアフガニスタン国民年次調査 (Annual Survey of the Afghan People) によると、調査対象女性のうち、女性が問題を相談して解決してもらえる地元地域の団体、機関又は当局を知っていたのはわずか 23.8 パーセントであった。強制的な処女試験は依然として合法で、警察、検察官及び裁判官は頻繁に、女性又は少女が不倫など「道徳犯罪」で告発された場合に処女試験を命じた。強姦事件で支援を求めた女性は処女試験の対象になることが多く、場合によっては事件が姦通事件になってしまうこともあった。強制的な婦人科検査に関する 2015 年 9 月の AIHRC 報告書によると、面談した女性囚人 53 名のうち 48 名が処女試験を受けており、これらのうち 20 名は複数回試験を受けたと述べた。AIHRC は処女試験を公然と避難し、この慣行は科学的根拠がないことと、親の同意のない医学的試験の実施は自由と人間の品位に対する権利の侵害に当たることに言及した。イスラム法の解釈も、強姦事件の訴追成功を侵害した。

(2016 年) 2 月の報道によると、カピサ州で武装した誘拐犯集団が 10 歳の少女を自宅から連れ去り、集団のリーダーの 1 人の息子である 30 歳の男性を結婚させた。(2016 年) 7 月の報道によると、バグラン州で、15 歳の少女の家族が彼女と 17 歳の男性を、不倫を理由に責めた後、殺害した。(2016 年) 4 月、バルク州で武装集団が 18 歳の少女を彼女の自宅で輪姦した。

刑法では暴行を刑事罰の対象とし、裁判所は家庭内で虐待を行った者を、この規定の下のほか、EVRW 法における殴打規定も適用して、有罪とした。複数の NGO の報告によると、数十万名もの女性が夫、父親、兄弟、姻族、武装集団、並行的法律制度、及び国家機関 (警察及び司法制度など) による虐待に苦しめられ続けていた。

ドメスティック・バイオレンスに対する警察の対応は限定的で、これは部分的に報告の少なさ、実行犯に対する同乗、そして限られた被害者保護が原因であった。一部の警察及び司法当局者は、強姦が重大な刑事犯罪であることを知らない、又は納得しておらず、また強姦事件の捜査は概して優先されなかった。司法当局者が強姦を真摯に捉えた場合でも、報告によると、賄賂、家族又は部族からの圧力、あるいは捜査過程での他の干渉が原因で、処理が進まなかった。強姦及び名誉殺人に関する AIHRC の 2013 年の報告書では、強姦及び名誉殺人事件の 3 分の 1 しか、法律に従って処理されないと主張した。AIHRC は調査結果の中で、強姦及び名誉殺人の 35 パーセントが適切に訴追されなかったと認定した。AIHRC と複数の NGO が、この慣行に対する社会的許容を背景に、ほとんどの事件が報告されず、決して検察官に届かないと主張した。

AIHRC によると、2015 年の 3 月から 9 月にかけて 2,579 件を超える、女性に対する暴力事件が報告された。AIHRC の指摘によると、報告の大多数は口頭及び心理的な暴力で、報告件数は前年の同時期と比べると増えていた。女性問題省の報告によると、(2016 年) 最初の 3 か月間に女性に対する暴力事件が最大 600 件登録され、大部分は身体的暴力が関係していた。しかし、女性に対する暴力の度合いに関する正確な統計は入手困難であった。女性に対する暴力の発生率に関して (報告された事件と対照的に) 実施された最新の研究は、グローバル・ライツ (Global Rights) による研究で、公表は 2008 年であった。同報告書によると、女性の 87 パーセントが何らかの形で過去に身体的、性的、又は心理的暴力を受けた経験があり、62 パーセントは 1 つの種類を複数回経験していた。

ほとんどの女性が、家庭内での虐待又は性的虐待を受けても法的支援を求めず、それは本人が自分の権利を知らない、あるいは訴追を恐れるか、家庭または実行犯の元へ帰ることを恐れたためであった。中には焼身自殺した女性も居り、女性問題省はドメスティック・バイオレンスの結果として自殺に至る事件が依然として発生していると報告した。複数の女性が、NGO が運営する女性保護センター (女性用避難所) や関連する家庭指導センターへ赴いて支援を求める状況が続いており、また女性による司法へのアクセスに関する UNAMA の 2015 年 4 月の報告書によると、被害者は特にこれらのセンターが提供する身体的保護を評価し、これらの施設は大抵、女性にとって唯一の安全な避難所であった。女性保護センターを全国で運営する NGO によると、警察が引き続き最も顕著な照会元で、これはおそらく、ANP による訓練と意識の向上の現れである。

全国にまたがる 28 箇所の女性保護センターは空間が足りない場合があり、特に主要都市の中心部がそうであり、また避難所は依然、西部、北部及び中部地域に集中していた。家族とう再統合できない女性、又は未婚の女性は概して、保護センターに無期限に残留せざるを得ず、これは「同伴者の居ない」女性が社会で一般的に許容されないためである。保護

センター滞在を余儀なくされた女性のための恒久的解決策を見出すことが難しい状況は、避難所を売春宿と見なす社会の姿勢や、「家出」が重大な社会道徳に反する行為であるという信念と、強姦されたが社会からは姦通者として認知された女性の継続的被害者化によって、さらに複雑化していた。

保護が必要であるが見つめることができなかつた女性は最終的に刑務所に収容されることが多く、その背景には地元の州又は郡に保護センターがない状況、あるいは「家出」を道徳犯罪と見なす地元での解釈に基づく状況があった。姦通、密通及び誘拐は、法律の下での犯罪である。女性はしばしば、虐待、強姦又は強制結婚の状況において、あるいは処女試験を含む無効な証拠に基づいて、これらの犯罪で有罪判決を受けた。家出は法律の下での犯罪に当たらず、最高裁判所と AGO の双方がその趣旨の指令を発布しているが、女性と少女は依然、家出又は「不倫未遂」を理由に拘留されていた。(2016 年) 11 月 30 日時点で、女性囚人の約 51 パーセントが、GDPDC の記録によると、道徳犯罪を理由に収監されていた。

女性問題省のほか、複数の NGO も時々、家庭に戻るできない女性の結婚をお膳立てした。

女性に対する暴力、児童及び家庭を担当する警察部門に、女性警察官も配属されていた。ドメスティック・バイオレンス被害者を助けるための訓練を受けているが、女性警察官は被害者が自発的に警察へ相談に来るまで待つという指示によって仕事を邪魔されていた。

他の有害な伝統的習慣：EVAW 法では強制結婚、未成年結婚、及び「バード」結婚（犯罪者の家族が紛争解決手段として被害者の家族に少女を差し出すという慣行）と、女性が配偶者を選ぶ権利に対する干渉を、刑事罰の対象としている。国連及びヒューマン・ライツ・ウォッチによると、推定で結婚の 70 パーセントが強制結婚であった。この慣行は法律で禁じられているにも関わらず、多数の新婦が依然、法定最低結婚年齢の 16 歳（あるいは保護者又は裁判所が承認する場合は 15 歳）未満であった。地元報道によると、(2016) 年中、児童結婚が増えていたが、これが実際、この慣行の増加の現れなのか、あるいは報告の増加なのかは不明であった。AIHRC による 2014 年の調査では、回答者の 7 パーセント超が、自分の娘が 16 歳未満で結婚したと報告したことが分かった。国に合法的に登録された婚姻は極めて少なく、強制結婚は依然として法的統制の範囲外であった。

女性に対する暴力はしばしば、自殺や焼身自殺を後押しする要因でもある。刑法の下、男性は妻が姦通を犯したと認めた後での名誉殺人により有罪判決を受けても、2 年を超える懲役に処せられることはない。名誉殺人は相変わらず発生していたが、正確な統計は入手困

難であった。(2016年)7月、ゴール州で14歳の妊娠した少女が、夫と夫の家族による名誉殺人において、生きたまま焼かれた後、地元の病院で死亡した。この少女の父親が、娘が受けたハラスメントと暴力を警察に報告した際、地元当局は彼を拒絶し、少女の姻族と話し合っただけで紛争を決着するよう提言した。タリバン及び他の反政府分子による即決裁判の結果、超法規的処刑に至ったという報告が複数あった。(2016年)6月、ゴール州である女性が婚約を取り消した後、誘拐され、銃撃された。(2016年)7月にはタリバンがサーレポル州である19歳の女性を、家庭内紛争の後に家出したことを理由に公開処刑した。UNAMAの報告によると、タリバンはザブール州シャー・ジョイ (Sha Joy) 郡である女性を、姦通を理由に鞭打ちした。

セクシャル・ハラスメント：EVAW法では女性に対するハラスメント及び迫害を刑事罰の対象としているが、これらの用語を定義していない。女性に対するセクシャル・ハラスメントの禁止に関する規制 (Regulation on Prohibition of Women's Sexual Harassment) は2015年10月、官報で公表された時点で発効した。同規制はEVAW法に従って採択され、女性に対するハラスメントを定義し、申し立てと救済のための仕組みを定め、明確化している。女性は単独で屋外を歩く、あるいは自宅外で働いた場合、虐待又はハラスメント (グルーピングを含む) を受けたり、あるいは都市部では路上で尾行されたりする例が多かった。女性は性別のステレオタイプに異議を唱える職業 (弁護士、政治的指導者、NGO指導者、警察官、ニュースキャスターなど) に就いた場合、保守的な人々から威嚇されたり、直接又は家族が殺害脅迫を受けたりする状況が続いていた。複数のNGOが、公共部門及び非営利部門で働く女性に対する殺害を含む暴力を報告し、そして嫌がらせに対抗するグループを動員する意識高揚運動を開始した。ANPの女性メンバーが男性同僚からハラスメントを受けたと報告し、また女性のANPメンバーとその家族が地元コミュニティ内で威嚇や差別を経験したという報告も複数あった。(2016年)5月、女性社会活動家から成るグループが、暴力事件を女性が登録及び報告し、自分達の問題の解決方法について助言を求めたい場合に役立ててもらおうためのウェブサイトを立ち上げた。

性と生殖に関する権利：女性は概して、結婚、時期、妊娠回数、出産慣行、及び子どもの教育に関して、意思決定権をほとんど行使しなかった。夫婦は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める際に政府からの差別、強制又は暴力とは無縁であったが、家族とコミュニティが子どもを産ませようと圧力を掛け、児童結婚や早期結婚の割合が高いことと、正確な生物学的知識の欠如が、そのように実行する能力を制限した。女性が生涯で期待できる子どもの数は平均5.1人であった。経口避妊薬、子宮内装具、注射型避妊薬及びコンドームは市販され、公立病院では無償で入手でき、民間病院やコミュニティの医療従事者経由でも助成価格で入手できた。国連人口基金の推定によると、出産可能年齢の助成の23パーセントが現代的な避妊方法を使用していた。(2016年)1月から8月にかけて、AIHRCは女性

及び少女からの強制中絶の事例を 8 件登録した。

世界保健機関、国連及び世界銀行の、「妊産婦死亡率傾向報告書：1990 年～2013 年版」(Trends in Maternal Mortality Report: 1990-2013)によると、2013 年の妊産婦死亡率は生児出生 100,000 件につき 400 件であった。これは 1995 年以降に妊産婦死亡率が 3 分の 2 減少したことに相当する。早期の結婚と妊娠は、少女にとって早産、分娩中の合併症、及び出産時の死亡のリスクが増大する要因であった。分娩後出血と閉塞性分娩が、妊産婦死亡の主な原因であった。出産時に熟練の医療従事者が立ち会った割合はわずか 34 パーセントで、15 歳～49 歳の少女及び女性における現代的な避妊形態の使用率はわずか 21 パーセントであった。

差別：女性は虐待を報告した場合、あるいは他の問題で法的救済を求めた場合、司法制度内で差別を受けたと報告した。一部の観測筋が、女性裁判官を含め、差別は法律そのものではなく寧ろ法律の誤った施行と文化的ニュアンスの結果であると主張した。罰金（又は賄賂）を支払うための金銭及び他の資源へのアクセスが女性に限られることや、男性を監視役に付けるという女性に対する社会的要求が、女性による司法制度へのアクセスと参加に影響を及ぼした。一部の地域、特に裁判所が機能していない地域又は法律知識が最小限の地域では、地元の慣行が女性に対して差別的であった。遠隔地の裁判官は、正式な司法制度から事件を先取りする際に部族の権力者が幅広い影響力を及ぼすことを認知していた。2015 年 8 月、バグラン州で、ある男性が妻を斬首したが、これは妻が地元裁判所に離婚の許可を求めた後のことであった。

非公式制度では、長老がイスラム法と部族の慣習の解釈に頼り、これらは概して女性を差別するものであった。多数の女性が、手続において個人の権利ではなく寧ろコミュニティ及び家族との調停に焦点を当てる、男性支配型の部族合議では司法へのアクセスが限られると報告した。一部の村では女性が紛争解決機構を利用することが認められなかった。女性の法的権利に対する意識の欠如と無教養も、女性が司法制度を利用する能力を制限した。複数の女性擁護団体の報告によると、場合によっては政府が地方裁判所に非公式に干渉して、女性に有利な形で法律を解釈することを奨励した。しかし、報告によると、遠隔地では多数の事件が地元の警察官又は検察官の裁量権又は法律の解釈に従って解決されていた。EVAW 法とその施行について法務当局が知らない場合でも、一部の事例で女性は適切な支援を得ることができた。しかし、一部の州では検察官が相変わらず、EVAW 法を使用しなかった。さらに、検察官が EVAW 法の下で起訴した場合でも、裁判官が時々、罪状を刑法に基づくものと差し替えようとした。

警察、検察官及び裁判官は、暴力や強制結婚に端を発する刑事訴訟及び民事訴訟において女性を差別した。法的支援の可用性の増進は、女性弁護士を通じた例も含め、正式な司法

制度の手續に多少の救済をもたらした。

女性の移動を制限する文化的禁止は、多数の女性が自宅外で働くことを妨げ、また女性が教育、医療、警察による保護及び他の社会サービスを利用する機会を低減させた。(2016年) 12月、タカール州の宗教学者から成る評議会(ウレマ評議会)の長が、女性は「最も恥ずべき」人々であると宣言した。この発言の後、彼は即座に解任された。

法律では差別のない同僚の仕事の規定しているが、同等の仕事に対する同等の給与の規定はない。EVAW法では女性の働く権利に対する干渉を刑事罰の対象としている。女性は雇用のアクセスや労働条件の面で差別に直面した。教育を受けた都市部の一部の女性は実質的な仕事を見つけることができたが、多くの女性が、資格に関係なく、職場で単純作業に追いやられた。2015年9月時点で、女性警察官が訓練中の場合も含め、2,834名居たが、警察部隊全体に占める割合は2パーセント未満であった。政府は女性警察官の増員に取り組んだが、文化的慣習と差別が、募集と保持を困難にした。政府機関で目立つ役職に就いた女性は依然、脅迫や暴力の対象にされた。

女性問題省と複数のNGOが、女性の権利と自由を促進した。AIHRCによると、多数の女性公務員が、優先順位改革及び再構築制度によって課せられた学士号の最低資格要件を満たしていなかった。女性省は、ジェンダー政策と女性のニーズへの対処を担当する主要な政府機関であり、全ての州に事務所を構え、全ての省庁にジェンダー担当部門を設置した。しかし、ジェンダー部門は階級が低く、重要な影響力もなく、男性が典型的に指導者の地位を支配した。女性省の州事務所は法律や家庭に関するカウンセリングの提供と女性の付託によって数百名もの女性を支援したが、関連する組織を直接支援することはできなかった。同省と州の系列部局は、行為能力と資源の不足に苦しんだ。

過去10年間で健康は改善したものの、女性と児童の総合的な健康は依然として不十分で、特に遊牧民と農村住民、そして不安定な地域の人々がそうであった。男性同様、女性の編平均余命は64歳であった。農村部の女性は不釣り合いに、不十分な数の熟練医療従事者、特に女性医療従事者が少ない状況に苦しんだ。

男性と比べ、女性と児童は不釣り合いに、伝染性疾患に起因する予防可能疾患を患った。公共施設では保健サービスが無償で提供されたが、多数の世帯は医薬品又は医療施設までの輸送に関連するある程度の費用を支払う余裕がなく、多数の女性が単身で医療施設まで移動することを許可されなかった。

子ども

出生登録：父親が国民であれば、子どもに市民権が継承される。国内での出生又は母親が国民であることだけでは足りない。養子縁組は法律で認められていない。

教育：教育は中学校レベル（小学校の 6 年間と中学校の 3 年間）まで義務であり、法律ではカレッジレベルまでの無償教育を規定しているが、多数の児童が学校に通っていないかった。

医療と教育に関する UNICEF の（2016 年）4 月の報告によると、2015 年に 369 校が閉鎖され、139,000 名の児童が学校に通っていないかった。軍事作戦や暴力の激化が、児童が教育を受ける機会を妨げた。ANDSF と民兵組織の双方による校舎の使用も、児童が学校に通う能力、特に女子の能力に影響を及ぼした。（2016 年）6 月 4 日と 7 月 4 日、教育省は治安部隊に対し、軍事目的での学校の使用を止めるよう要求する 2 件の指令を発布した。

ほとんどの地域で男子も女子も小学校には一緒に通うが、中学校と高校は別々であった。（2016 年）12 月 8 日の教育省の説明によると、国内の登録済み学童 900 万名のうち、24 パーセントが通学していなかった。同省の推定によると、350 万名の学童、即ち 39 パーセントが女子であった。多数の生徒が全日制に入学しなかったか、又は中退した。

「万人のための教育 2015 年版国別レビュー報告書：アフガニスタン編」(Education for All 2015 National Review Report: Afghanistan) によると、2013 年当時、入学者全体に占める女子の割合は小学校レベルで約 41 パーセント、中学校レベルで 36 パーセント、高校レベルで 35 パーセントであった。同報告書によると、15 歳～24 歳の少女及び女性の識字率は 2012 年時点で 32 パーセントであった。

教育における少女と女性の地位は、深く懸念される問題であった。女子の教育に対する主な障壁の例として貧困、早期結婚及び強制結婚、不安定な情勢、家族の支援の欠如、女性教員不足、そして長い通学距離が挙げられた。カルザイ (Karzai) 元大統領による 2012 年の統治と汚職に関する政令 (Decree on Governance and Corruption) は、女性教員不足、特に保守的な農村部での不足について、教員 11,000 名の追加募集と、女性教員向けの研修機会を提供する郡レベルの教員研修支援センターの増設を、教育省に委任することによって対処するものであった。教育省によると、(2016 年) 11 月時点で公立学校の教員は 202,336 名で、うち 33 パーセントが女性であった。私立学校の教員は 20,337 名で、うち 52 パーセントが女性であった。

学童、特に女子に対する暴力的攻撃も、教育へのアクセスを妨げた。暴力はアフガニスタ

ンの様々な地域、特にタリバンが支配する地域で教育へのアクセスを阻害した。タリバン及び他の過激派は学校当局者、教員、及び生徒、特に女子を脅迫、攻撃し、男子校と女子校の双方を焼いた。(2016年)1月から6月にかけて、UNAMAは学校、生徒又は学校職員を狙った脅迫及び威嚇を25件、文書に記録した。UNAMAに寄せられた複数の報告によると、(2016年)1月7日、覆面姿の男性15名がジョズジャン州のある女子高校に進入し、12歳以上の女子生徒はブルカを着用しなければならないと警告した。この脅迫に従い、同校の校長は12歳以上の女子全員にブルカの着用を要求した。(2016年)4月13日、ラグーマン(Laghman)州でタリバン部隊が攻撃を行った際、タリバンの反乱集団は州都メフタール・ラム(Mehtar Lam)市近郊のベスラム(Besram)高校を攻撃し、学校に飛来した流れ弾で生徒2名が死亡し、生徒3名が負傷した。(2016年)4月20日、タカール州クーヴァジャ・バフーディン(Khwaja Bahauddin)郡内のある学校の校長が、流れ弾によって生徒達の目の前で殺害された。

不安定な情勢、保守的な姿勢、そして貧困が原因で、数百万名もの学齢児童が、主に南部と南東部の州で、教育を受けられなかった。教育省の代表者が(2016年)11月、不安定地域で140,000名の学童が教育を受けられない状況にあると推定した。誘拐や性的虐待の報告も複数あった。地域密着型の学校が近くにないことも、通学の阻害要因であった。

児童虐待：複数のNGOの報告によると、(2016)年中、児童虐待被害者が増加し、この問題は国内全域で依然として蔓延する問題であった。児童虐待の例として全般的なネグレクト、身体的虐待、性的虐待、放棄、そして家族の借金を返済するための強制奴隷労働が挙げられた。報告によると警察は児童を殴打し、性的虐待を加え、例えばフランス通信社(Agence France-Presse)の報告によると、13歳の男子1名が南部のヘルマンドで、ある警察指令官に誘拐された。複数のNGOの報告によると、国内全域で少年司法は懲罰的かつ報復的なアプローチが圧倒的に多かった。法律に反するが、体罰が依然、学校、更生施設及び他の公共機関で日常茶飯事であった。

児童の性的虐待が蔓延していた。複数のNGOの指摘によると、女子が頻繁に親戚から虐待を受けた一方、男子は家族以外の男性から虐待を受けることが多かった。(2016年)11月、申し立てによるとバグラン州で5歳の少女が、姉が婚約者とは別の男性と駆け落ちした後、姉の婚約者の親類に強姦された。聖職者が男子と女子の双方に性的虐待を加えたという報告が複数あった。複数のNGOの指摘によると、多くの場合、家族が加担し、地位又は金銭と引き換えに子どもを地元の有力者が虐待することを許していた。内務省は強姦事件の追跡調査を行っていたが、NGOや観測筋は大抵、この減少について公式の数字は実際よりも大幅に過少報告であると推定した。児童虐待の実行犯は多数が逮捕されず、また治安当局者やANPと繋がりのある人々が児童を強姦し、処罰を免れているという報告が複数あった。

バチャ・バジ (bacha baazi : 踊る少年) という慣行が続いており、これは有力又は裕福な地元の人物や実業家が、女性用の服を着て踊る訓練を受けた幼い少年を性的に虐待するという慣行である。この慣行の報告が 2001 年から増えている。

バチャとして強制的に預けられた幼い少年の強姦に関する報告や報道記事が複数あった。(2016 年) 6 月 15 日にフランス通信社の記事でタリバン部隊がバチャ・バジを利用してアフガニスタン治安部隊に潜入し、攻撃を行っていると報じられた後、ガニー大統領は治安部隊における性的虐待事件の調査を命じた。大統領府は、階級を問わず、バチャ・バジへの関与で有罪と認められた者は訴追されることになると言明した。政府は調査に関する報告書を公表しなかった。(2016) 年末時点で、治安部隊における実行犯の訴追が行われたという情報はなかった。

2015 年 9 月、ニューヨーク・タイムズ (New York Times) 紙に、クンドゥズ州の政府支持派部隊によるバチャ・バジの慣行を伝える記事が掲載された。この報道を受け、内務省、国防省及び大統領府が、この慣行を非難する声明を出した。大統領も、虐待事件の調査及びモニタリングと、防止及び実行犯訴追の仕組みの創出を目的とする、AIHRC、内務省及び AGO を含む作業委員会の創設を命じた。同委員会の進捗に関する報告はなかった。

政府は、少年の虐待の阻止、あるいは関わった者の訴追又は処罰に向けた他の措置をほとんど講じなかった。(2016 年) 12 月 12 日、ガニー大統領は新たな人身売買法に署名し、これは児童の性的搾取に関連する行為を刑事罰の対象とする法律規定が含まれる。2014 年に AIHRC は、バチャ・バジに関して実施した全国調査結果を公表していた。同報告書では、バチャ・バジは既に刑事罰の対象とされている人身売買の一形態であると主張し、また政府に対し、法律を積極的に執行するよう要求した。同報告書ではバチャ・バジの根本原因について、法の支配の欠如、汚職、法律の隙間、貧困、不安定な情勢、そして武装反乱集団の存在にあるとした。同報告書では、被害者が直面する深刻な心理的及び身体的な危害を指摘し、また政府に対し、被害者への保護サービスの提供を要求した。

早期結婚及び強制結婚：法律では結婚の最低年齢を女子が 16 歳 (親又は保護者及び裁判所が同意する場合は 15 歳)、男子が 18 歳と規定しているにもかかわらず、国内外の観測筋からの早期結婚の蔓延に関する報告が続いた。保健省が 2014 年に実施した調査では、25 歳～49 歳の女性全体の 53 パーセントが 18 歳未満で、21 パーセントが 15 歳未満で結婚していたことが分かった。アフガニスタン中央統計機関 (Central Statistics Organization of Afghanistan) によると、15 歳～19 歳の少女の 17 パーセントが既婚であった。EVAW 法に関する討論の中で、複数の保守的政治家が公然と、16 歳未満の少女の結婚を禁ずるのは非イスラム的であると述べた。EVAW 法の下、強制結婚又は早期結婚を手配した者は 2 年以下の懲役に処

せられ得るが、同法の施行は限定的であった。結婚法（Law on Marriage）では、未成年者の結婚は保護者の同意があれば行ってもよいと規定している。

法律により、婚姻契約を交わす場合、新婦が 16 歳（親又は裁判所が許可する場合は 15 歳）であることの確認が必要であるが、出生証明書を有する国民の割合はごくわずかであった。慣習に従い、一部の貧困世帯は「花嫁持参金」と引き換えに娘との結婚を誓約したが、この慣行は違法である。複数の地元 NGO によると、中には 6 歳又は 7 歳の幼い少女が結婚を約束され、実際の婚姻は子どもが思春期を迎えるまで待つことになるという理解を前提としていた。しかし、複数の報告から察するに、この遅延はほとんど守られず、幼い少女は新郎により、あるいは新郎も児童である場合は家族の年長男性によって性的に虐待された。報道でも同じく、農家世帯がアヘン取引業者に借金を返すために娘を嫁がせるという「アヘン花嫁」現象を指摘していた。

少女が「バード」に差し出された、又は売り飛ばされたという報道が複数あった。(2016 年) 7 月、ある高齢のムラー（イスラム教指導者）がゴール州で、6 歳の少女と結婚した罪で逮捕された。少女の父親も、ムラーが祈祷といくつかの物品と引き換えの宗教的奉納として少女を与えられたのだと主張した後、逮捕された。(2016 年) 8 月、18 歳の女性がバドギース（Badghis）州で、離婚を要求した後、夫の家族によって斬首された。被害者は、父親が地元の少年との婚約を段取りした当時、まだ 3 歳であった。

他の有害な伝統的習慣：18 歳未満の少女が依然、婚外性交渉の認知、家出、強制結婚の拒否、又は性的暴行の被害者となったことを理由とする名誉殺人のリスクを負っている。2015 年 7 月の報道によると、バグラン州で 15 歳の少女の家族が、彼女が 17 歳の少年と駆け落ちした末に帰宅した後、2 人を銃殺した。

児童の性的搾取：ポルノは犯罪であるが、児童ポルノは法律の下で具体的に特定されていない。性的目的での児童の搾取は、バチャ・バジに関連することが多く、蔓延していたが、この慣行の一部の側面は、刑法の下では別の犯罪である。

児童兵士：(2016 年) 2 月、軍隊における児童徴用禁止に関する法律（Law on Prohibition of Children's Recruitment in the Military）が発効した。ANDSF と政府支持派民兵組織に限られた数の事例において特定の目的のために児童を使用し、またタリバン及び他の反政府分子が軍事目的で児童を徴用しているという報告が複数あった（1.g 項参照）。報道によると、地方の複数の政府支持派指令官が 16 歳未満の児童を徴用していた。これらの児童は、バダクシャー州バハラク（Baharak）郡でタリバンに対する軍事作戦に参加していた。UNAMA は政府支持派と反政府の集団による児童の徴用及び使用を 15 件、文書に記録した。タリバ

ンは、カンダハルとナンガラハルでの自爆攻撃のために、精神障害を持つ 9 歳の少年を含む、少なくとも 3 名の少年を訓練していた。

故郷を追われた児童：労働・社会問題・殉教者・障害者省（Ministry of Labor, Social Affairs, Martyrs, and Disabled）と AIHRC は引き続き、国内の路上生活児童数を 600 万名と推定したが、国政調査局（National Census Directorate）は最近、調査を実施していなかった。路上生活児童は政府サービスをほとんど又は全く利用できなかったが、複数の NGO が避難所や食料など、基本的ニーズへのアクセスを提供した。

施設収容児童：児童養護施設に収容された児童の生活状況は劣悪であった。社会問題省は 84 箇所の児童保護措置ネットワークセンターと、78 箇所の居住型児童養護施設を監督しており、これらの施設は極貧世帯出身の児童に職業訓練を提供する目的で設計されていた。これらのうち 30 箇所は民間の資金による児童養護施設で、48 箇所は政府の資金による施設で、社会問題省との合意により、NGO が運営している。複数の NGO の報告によると、児童養護施設に収容された 4 歳～18 歳の児童の最大 80 パーセントは実際には孤児でなく、食料、避難所又は通学を提供できない家庭から来ていた。児童養護施設に収容された複数の児童が精神的、身体的及び性的虐待を受けたと報告し、中には人身売買被害者も居た。これらの児童は飲用水、冬季の暖房、屋内水道配管、保健サービス、レクリエーション施設又は教育を普通に利用することができなかった。

国際的な子の奪取：アフガニスタンは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書 (Annual Report on International Child Abduction)」を参照のこと。
travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

アフガニスタンにユダヤ人コミュニティは存在せず、反ユダヤ的行為の報告もなかった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では国民に対する如何なる類の差別も禁じ、また国に対し、障害者の支援と、医療や財務的保護を受ける権利を含む障害者の権利の保護を要求している。憲法では国に対しさらに、社会において障害者を再統合するための措置、及び障害者の積極的参加に備えるための措置の採択も要求している。障害者の権利と便益に関する法律（Law on the Rights and Benefits of Disabled Persons）では、社会における障害者への平等な権利、及び障害者の積極的参加を規定している。労働・社会問題・殉教者・障害者省は引き続き、情報・文化省及び教育省との覚書を通じ、障害者の権利に関する全国メディアを通じた一般市民意識高揚プログラムの実施と、障害を持つ学生向けの奨学金制度の提供に向けた、5 か年国家行動計画の実施を続けた。この覚書の実施に関して、情報省は協力的でないという報告が複数あった。

（2016）年中、約 80,000 名の障害者が同省に登録され、同省は政府から財務支援を受けた。障害度が 30～60 パーセントの障害者は年間 26,100 アフガニ（450 ドル）を支給され、障害度が 60 パーセントを超える障害者は年間合計 52,200 アフガニ（900 ドル）を支給された。

複数の障害者権利活動化の報告によると、汚職によって一部の障害者が給付金を受け取ることができなかった。政府当局者が障害者向けの奨学金基金を、詐欺や身元詐称を通じて友人又は家族へ流用しているという報告が複数あった。複数の NGO や政府当局者から、障害者団体が住宅手当などの給付を確保しようと企んで政府職員を威嚇しようとしたという報告もあった。

治安の欠如が依然、障害者プログラムにとって難題であった。不釣り合いなほど多数の障害者が暮らす遠隔地の不安定な情勢が、場合によっては支援提供の妨げとなっていた。建物はほとんどが依然、障害者が出入りできない状態であったため、多数の障害者が教育、医療及び他のサービスの恩恵に与ることができなかった。

障害者は、例えば教育を受ける機会の制限、政府庁舎に出入りできない状況、経済的機会の欠如、そして社会的排除など、様々な障壁に直面した。複数の NGO の報告によると、障害者は政府省庁、診療所及び病院を含め、大半の公共建物の出入りに苦勞していた。社会と、さらには当人の家族までもが障害者を虐待していたが、それは障害者又はその親が「神に背いた」が故に障害を抱えているのだという共通認識が原因であった。

上院では、大統領が任命する議席のうち 2 議席を、当局が障害者の議席として用意していた。

国籍／人種／少数民族

様々な民族間の緊張が、紛争や殺害という結果をもたらす続けていた。

シーア派のハザラ族に対する社会的差別が依然、階級、人種及び宗教派閥に沿って、違法徴税を通じた金銭強要、強制徴用及び強制労働、身体的虐待及び拘留といった形で続いていた。複数の NGO によると、政府は頻繁にハザラ族の ANP 警察官を、内務省内で権限がほとんどない象徴的役職に配属していた。また複数の NGO の報告によると、ハザラ族の ANP 警察官はハザラ族以外の警察官と比べ、不安定な情勢の地域に配属される可能性がたかかった。

ガズニ、ザブール及びバグランを含む様々な州でハザラ族が誘拐されたという報告が複数あった。報告によると、誘拐犯は被害者を銃撃、斬首、身代金要求、あるいは解放した。2105 年 2 月、正体不明の武装集団がザブール州で、バス 1 台に乗車していた 31 名のハザラ族男性を誘拐した。誘拐犯は (2016 年) 5 月に 19 名を、そして (2016 年) 11 月に別の 8 名を解放した。残る 4 名の人質は (2016) 年末時点で依然、説明もないままであった。

シーク教徒及びヒンドゥ教徒も差別に直面し、報告によると政府求人への応募の不平等、学校での嫌がらせのほか、公の場での口頭での虐待や身体的虐待を受けていた。アフガニスタン・シーク教徒・ヒンドゥ教徒評議会 (Sikh and Hindu Council of Afghanistan) によると、国内に約 900 名のシーク教徒及びヒンドゥ教徒のコミュニティが存在する。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律では合意の上での同性同士の性行為を刑事罰の対象としており、警察による嫌がらせ、暴力及び拘留の報告が相変わらず寄せられた。複数の NGO の報告によると、警察はゲイの男性を逮捕、拘留、強奪、及び強姦した。法律では性的指向又は性同一性に基づく差別又は嫌がらせを禁じていない。

同性愛は幅広くタブーで猥褻と見なされていた。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) のコミュニティは一部の保健サービスを利用することができず、また性的指向を理由に解雇される可能性もあった。LGBTI シャの自由の保護に取り組む団体は依然、合法的に登録できないため、密かに活動していた。LGBTI コミュニティの人々は、相変わらず差別、暴行、強姦及び逮捕される目に遭っていると報告した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS 患者に対する差別又は暴力に関して確認が取れた報告はなかったが、報告によると AIDS 患者は深刻な社会的汚名を着せられていた。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では労働者が独立的組合を結成し加入する権利と、合法的ストライキ及び団体交渉を行う権利を規定し、政府は概してこれらの権利を尊重したが、執行手段を欠いていた。しかし、法律には組合又は組合と雇用主及び組合員の関係の定義がなく、また法律上の組合登録方法又は違反の場合の罰則も定めていない。法律では反組合差別を禁じておらず、また組合活動を理由に解雇された労働者の復帰に関する規定もない。組合に参加する権利の保護以外、法律には組合労働者又は組合化を追求する労働者の合法的保護規定がない。

法律では労働・社会問題・殉教者・障害者省の高等労働評議会（Labor High Council）を、労働関連問題に関する最上位の意思決定機関として特定しているが、実施規制がないため、機能を果たすことができない状況にある。同省には監察局があるが、監察官は助言と提言しかできない。結果として、労働関連法の適用は依然、中央執行当局の欠如、違反についての手続及び罰則、資金源、要員及び政治的意思を記述する実施規制の欠如が原因で、限定的なままである。

政府は複数の組合が干渉又は政治的影響力を受けずに活動できるようにした。結社の自由と団体交渉権は概して尊重されたが、ほとんどの労働者がこれらの権利を知らなかった。これは特に、農村部又は農業部門の、組合結成経験のない労働者に当てはまった。都市部では労働者の大部分が、組合も団体交渉も存在しない非公式部門に建設業の日雇い肉体労働者として参加していた。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じている。法律では強制労働に対する罰則を、「最長刑期」を含め、規定している（8年以上15年以下）。刑法第515条も、詐欺又は不正を通じた「外国人当事者」の強制的労働慣行を刑事罰の対象にすると解釈することができ、罰則は5年以上15年以下の懲役である。

政府による法律の執行は非効果的で、資源、監察及び是正が不十分で、また政府は強制労働の防止に向けた取り組みを最小限に行った程度であった。罰則は違反を抑止するには不十分であった。

強制労働は実際に発生していた。男性、女性及び児童がケシ栽培、家事労働、絨毯製織、煉瓦製造作業、組織的物乞い、及び薬物取引で強制的に働かされていた。NGO の報告では奴隷労働の慣行を文書に記録し、これは家族が借金の返済又は苦情の解決の手段として男性、女性及び児童を強制的に働かせることを認めるという慣習である。債務は代々引き継がれる場合もあり、児童は親の借金を返済するために強制的に働かされる（7.c 項参照）。移民労働者に対する労働違反も多く、特に煉瓦製造施設では奴隷労働の慣行が蔓延していた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

労働関連法では最低雇用年齢を 18 歳と定めているが、徒弟として働く場合は 14 歳でも許可され、15 歳以上の児童は「軽作業」の従事を認められ、16 歳と 17 歳の児童は週 35 時間まで労働を許可される。14 歳未満の児童は如何なる状況でも労働を禁じられる。法律では当人の健康を脅かす又は傷害を引き起こしやすい作業での児童の雇用を禁じており、例として鉱業、物乞い、ごみ収集、溶鉱炉作業、廃棄物処理工場、大型屠殺場、医療廃棄物処理作業、薬物関連作業、警備員、及び戦争関連作業が挙げられる。

政府は児童労働に関する法律規定の施行に関する具体的政策を欠いていた。不十分な制動的能力が、労働関連法の効果的執行に対する重大な阻害要因であった。瑕疵の例として不十分な資源、監察、是正及び違反に対する罰則が挙げられ、政府は児童労働の防止又は搾取的労働条件からの児童の排除に向けた取り組みを、最小限に行った程度であった。複数の報告書の推定によると、正式に出生登録されている児童は 10 パーセント未満で、これが最低雇用年齢に関する法律を執行する上で、既に弱い当局の能力をさらに制限する要因であった。

児童労働は依然として蔓延する問題であった。労働省は労働児童数の推定を拒否し、データ不足や出生登録の不備を引き合いに出した。

児童労働者は家事使用人、露天商、行商人、店番、絨毯製織、煉瓦製造、石炭産業及びケ

シ収穫などに従事していた。児童は農業、鉱業（特に家族経営の宝石鉱山）、商業目的の性的搾取（第 6 節、「子ども」参照）、薬物密輸、及び組織的な指輪の物乞いに、最悪の形態の児童労働の形で従事する状況がひどかった。児童を地雷の敷設に使う例もあった。児童は職場で多数の安全衛生リスクに曝され、また児童が成人労働者から性的虐待を受けているという報告も複数あった。（2016）年中、ANSDF による少年徴用の報告も複数あった。タリバン部隊は児童を強制的に敵対行為に参加させていた（第 6 節、「子ども」参照）。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

憲法では差別を禁じ、国民は「男女」双方が法律の前で平等な権利と義務を有すると指摘している。憲法では言語に基づく差別を禁じている。憲法には人種、肌の色、性別、宗教、政治的意見、出身国又は国籍、社会的出自、障害、性的指向又は性同一性、年齢、HIV 陽性状態、又は他の伝染性疾患に基づく差別に対処する具体的規定がない。刑法では差別又は派閥争いの拡散で有罪判決を受けた者について、2 年以下の懲役を規定している。

女性は依然、職場で差別と困難に直面していた。女性が労働力に占める割合はわずか 7 パーセントであった。2016 年のアジア財団の調査によると、国民の 74 パーセントが、女性も自宅外で働くことを許可されるべきであるという意見に賛成であったが、それでもなお、同調査では、収入獲得を伴う何らかの活動に関わったと回答した女性は、わずか 9.4 パーセントであった。多数の女性が自宅に留まるよう親類から圧力を受け、男性を優遇する雇用慣行に直面した。年長の既婚女性は、若い独身女性と比べ就職が難しいと報告した。働く女性は、侮辱、セクシャル・ハラスメント、輸送手段の欠如、及び保育施設の不存在に直面したと回答した。民間部門では給与差別が存在した。女性のジャーナリスト、ソーシャルワーカー及び警察官は、脅迫又は虐待を頻繁に受けると報告した。

ハザラ族、シーク教徒及びヒンドゥ教徒は、より広範な社会的差別に加え、雇用や作業割り当てでも差別を受けた（第 6 節、「国籍／人種／少数民族」参照）。

e 受入れ可能な労働条件

常勤政府職員の最低賃金は月額 6,000 アフガニ（103 ドル）であった。民間部門の常勤労働者の最低賃金は規定されていなかったが、民間部門の非常勤労働者の最低賃金は月額 5,500

アフガニ (95 ドル) であった。中央統計機関によると、国民の 36 パーセントが、貧困基準である月額 1,150 アフガニ (20 ドル) に満たない所得水準であった。

法律では官民両部門の従業員について、標準労働時間を週 40 時間と定義し、1 日 8 時間に加え、1 時間の昼食時間及び祈祷時間が設けられる。労働関連法では非公式部門の日雇い労働者に言及しておらず、彼らは完全に無保護の状態に置かれていた。労働安全衛生規制又は公式に採用された基準はない。しかし、法律では若者、妊婦、授乳中の母親、鉱山労働者及び他の職業のうち健康リスクを伴う職業の労働者について、週当たり標準労働時間の短縮を規定している。法律では労働者が賃金を支給され、公休日とは別の年次休暇、労災補償、残業手当、従業員及び近親者向けの健康保険及び他の付随的諸手当を提供される権利を規定している。法律で強制労働を禁じ、残業は従業員の合意を前提とする旨規定している。法律では女性及び未成年者 (15 歳～18 歳) が体力的に困難な仕事、健康に有害な仕事、及び夜間作業に従事することを禁じている。法律では雇用主に対し、保育所及び託児所を提供することも要求している

政府はこれらの法律を効果的に執行しなかった。労働省には 34 州に対し 18 めいしか監察官が居らず、監察官は施設に立ち入る、又は違反について罰則を科す法的権限を持たない。資源、監察、及び違反に対する罰則が不十分で、違反を抑止するには不十分であった。

雇用主はしばしば、法律を遵守しないことを選ぶ、あるいは労働者を非公式に雇うことを好んだ。ほとんどの従業員が週 40 時間より長く働き、頻繁に給与を支給されず、劣悪な条件で働き、特に非公式部門がそうであった。労働者は概して、法律の下で自分に与えられる権利を十分に理解していなかった。職場自己に関する包括的データは入手できなかったが、劣悪で危険な労働条件の報告がいくつかあった。一部の産業、例えば煉瓦製造施設などでは借金による奴隷労働を続けており、そのため、労働者が自分の健康又は安全を危険に曝す状況から身を脱することが困難であった。